

電力・ガス取引監視等委員会

第31回料金制度専門会合

1. 日時：令和5年1月11日（水） 13：00～16：13
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、北本委員、圓尾委員、安念委員、男澤委員、梶川委員、川合委員、河野委員、東條委員、華表委員、平瀬委員、松村委員
(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○池田取引監視課長 定刻となりましたので、ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第31回料金制度専門会合第1部を開催いたします。

私は、事務局・取引監視課長の池田です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑み、オンラインでの開催とし、傍聴者、随行者を受け付けないこととさせていただいております。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

本日、石井オブザーバーは御欠席です。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は山内座長にお願いいたしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 承知いたしました。山内でございます。よろしくお願いいたします。

今ありましたように、今日は1部、2部というようになっていて、第1部の議題は1つだけでありまして、一般送配電事業による託送供給等約款の認可申請についてということです。新しい料金ということで約款の申請があつて、それを認可するということでもあります。

それでは、資料3について、参考資料1について御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料3及び参考資料1について御説明いたします。

まず、資料3の2ページ目です。前回の会合でも口頭で御報告いたしましたけれども、託送料金制度に関しまして、12月23日付で経済産業大臣が各一般送配電事業者の収入の見

通しの承認を行いました。

その上で、各一般送配電事業者から、承認された収入の見通しを踏まえて定めた託送供給等約款について、昨年12月27日付で経済産業大臣宛てに認可申請がなされたところです。当委員会には1月5日に経済産業大臣から意見を求められております。

3ページ目ですが、昨日、1月10日に開催された電力・ガス取引監視等委員会におきまして、各一般送配電事業者から認可申請がなされた託送供給等約款のうち、費用配賦及び費用配賦を踏まえたレートメイク（料金メニュー及び料金単価設定）については、料金制度専門会合にて検証を行うということとされました。その他の変更内容については、電力・ガス取引監視等委員会の本委員会にて審議を行うということにされております。その理由としては、必ずしも専門的な議論を必要としないと考えられるためということであります。

なお、託送供給等約款の認可申請には、3ページの下に書いてあるような各種規程の変更事項がありますが、これらは他の審議会で決定された内容を踏まえて約款の文言を修正するものであります。これについては、繰り返しになりますが、本委員会にて審議をいたします。

今回の料金制度専門会合におきましては、認可申請がなされた託送供給等約款について、各事業者から説明を聴取するというにしたいと考えております。次回以降、上記①及び②につきまして、この料金制度専門会合において検証を行っていただきたいと考えております。

4ページ目は、根拠規定になります。根拠規定は電気事業法の第18条にあります。第1項で、一般送配電事業者は、経済産業省令で定める期間ごと、5年でございますけれども、このレベニューキャップの期間ごとに経済産業大臣の認可を受けなければならないとなっております。第3項に認可の際のチェックポイントが法律上6つ掲げられておまして、そのうちの第1に、料金がレベニューキャップの収入の見通しを超えない額の収入を算定の基礎とするものであることと書かれております。

5ページ目は、更に細かく書いている省令でありますけれども、算定規則にいろいろと書いてございます。

6ページ目ですけれども、審査要領であります。審査要領では、算定規則に則っていろいろな料金が算定されていることを前提としますと書いてあります。

さらに、第2章ですけれども、算定規則第8条第1項の規定により整理されているか否

かを審査するなど、詳細は割愛しますが、審査要領にも規定が書かれております。

8ページ目以下で、この内容について御説明します。

9ページ目ですけれども、まず託送料金の算定の仕方でありまして、もう既に収入の見通しということで、この図でいう一番左の部分は、計算がされ、検証がされ、承認がなされているというところでありまして。

ここから料金単価を作り出すためのステップですけれども、収入の見通しを青の部分でそれぞれ費用配賦ということで原価を分けていきまして、最後のオレンジの部分でレートメイクということで料金単価を作っていきます。詳細は次のページ以下で御説明いたします。

11ページからが、費用配賦及びレートメイクの方法になります。

12ページが、まず費用配賦のプロセスですけれども、この図でいう一番左の灰色のところは収入の見通しです。ここから送電、変電、配電などの8部門に整理します。水力、火力、新エネなども分けるのは離島供給需要があるからであります。一般管理費等に分けるとともに、8部門のどれに所属させるかが難しいものは保留原価とします。

次に、②のABC会計手法の考え方にに基づき整理ということで、アクティビティ・ベースド・コストという考え方で一般管理費を7部門に配分していきます。

さらに、機能別配分ということで、保留原価であった部分を配賦しつつ、機能ごとに原価を仕分けしまして、④のところ固定費、可変費、需要家費と分けて、一定の考え方にに基づき特別高圧、高圧、低圧というように原価を配分していきます。

13ページは、アクティビティ・ベースド・コストの説明になります。

14ページは、固定費の配分方法ということで、2：1：1法と2：1法が書いてあります。2：1：1法というのは、費用が100ありましたら、その半分を各需要種別の最大電力に合わせて配分する。②は似ているのですが違う概念として、夏及び冬のピーク電力が発生したときに特別高圧、高圧、低圧がどれぐらいの割合を占めているかということに応じて配分する。これが2：1：1のうち1ですから25%分。それから、各需要種別ですから、特別高圧、高圧、低圧のkWhに応じて配分する。これを2：1：1法と申します。

それから、2：1法というのは、各需要種別の契約電力、kWのほうに2の66.6%のウエートを掛け、各需要種別の発受電量、kWhのほうに1の33.3%のウエートを掛けるというものであります。

15ページは飛ばしまして、16ページは先ほど申した2：1：1法とか2：1法がどのように使われるかですけれども、固定費のうち、先ほど申し上げたようなステップで整理したものに付きまして、2：1：1法で特別高圧の原価が幾ら、高圧の原価が幾ら、低圧の原価が幾らということで配分していきます。配電用変電サービス費や高圧配電費については、高圧と低圧の間で2：1法で配分をします。

可変費については、基本的にkWhの比率で配分し、需要家費については契約口数で配分するというような形で特別高圧、高圧、低圧に配分していきます。

1ページ戻って15ページでは、需要想定ですけれども、将来の需要、将来のkWを想定する方法としては、将来需要は既に収入の見通しのところでも議論になりましたが、それぞれ各社、供給計画等に基づいて算定しておりまして、そういうkWhが消費されるときには、それぞれピーク時にはどれぐらいのkW、高さが出てくるかというところを過去の実績等を勘案して計算しているということにしております。

17ページ以降は、更に次のステップ、レートマーク、先ほどお示した図でいうとオレンジのところですが、そこについてのプロセスです。

18ページ、今までのステップで特別高圧、高圧、低圧の原価に配分をし、そこから細かく調整していきます。フェーズ1ということで、低圧の部門については動力と電灯に分けます。引込線が3層になっているもの、電柱などで線を3本使っているものが動力で、3本のうち1本だけ引き込んでいるような、一般家庭などはそういうものですが、電灯に分けます。これも一定の考え方で分けます。

それから、需要地近接性評価割引というものがありますので、このように一部、新電力の関係などで割引をしている場合もありますので、割引の相当額については、電圧ごとの電力量比率に応じて加算するなどの調整をします。

フェーズ2におきまして、動力、電灯において定額料金というのがございます。例えば、夜間の街灯とかそういうものは原価から引き算し、残った部分をフェーズ3、フェーズ4などで基本料金、従量料金というように分けていきます。最後はそこをkW、kWhで割り算すると料金単価が出てくるという仕組みであります。

19ページで、動力と電灯に案分するということですが、これは送配電設備の利用形態によって分けるということで、按分をすることになっております。

20ページ、需要地近接性評価割引制度ということで、平成12年から導入されている制度でありまして、ネットワークの潮流を改善するようなものについて割引をします。

なお、小さい字で書いておりますけれども、発電側課金の導入が検討されておりますが、24年度に発電側課金が導入された場合には、この割引制度は廃止することが想定されているということであります。

21ページは、省略させていただきます。

22ページは、フェーズ2から4というところですが、最後、基本料金と従量料金に分けるところにつきましても、原価のうち幾らを基本料金で回収するか、従量料金で回収するかということを決めます。基本料金回収率、青字で書いているところについては、託送供給等約款料金算定規則上は規定がありませんので、各一般送配電事業者において設定されます。ここについて、どういう考え方で設定したかということについては、この後、各社からも説明があると思いますし、次回以降、事務局でも一覧表のようなものを作りたいとは思いますが、今回の特徴として、各社とも基本的には基本料金回収率を高めるという方向でレートメイクをされていると認識しております。

23ページは、定額料金の御説明です。

24ページは、具体的にどういう料金メニューが送配電事業者において設定されているかですが、ルール上は、料金の種類では利用形態ごとにメニューを作る、それから料金制については基本料金と電力量料金で構成されるものですが、二部料金制と従量料金制と定額料金制を設定するという事になっております。料金単価については収入の見通しを踏まえて計算ということになっておりまして、こう決まっているのですが、これらを満たすように料金メニューを作ると、各社ともこの図に掲げられているような料金メニューをつくるということになります。

25ページですけれども、今回はこうした仕組みを事務局から申し上げ、各社から認可申請内容を説明していただきますが、次回以降、料金制度専門会合で検証していきます。

26ページですけれども、この申請内容について、本委員会から検証が求められている①、②、要するに費用配賦とレートメイクについて、算定規則等を踏まえた対応が適切になされているか、あるいは電気事業法第18条第3項に掲げられているチェックポイントに照らして妥当であるかということについて検証していただく。

具体的には、収入の見通しとの関係がどうなっているか、費用の配分が適切に行われているか、料金メニュー設定の妥当性について検証していただきたいと考えております。

資料3については以上となりますが、参考資料1についても御説明いたします。

これは資源エネルギー庁において行っているものです。資源エネルギー庁のほうで一般

送配電事業者10社の託送供給等約款の認可申請に係る国民の声を募集しているということでありまして、これは1月13日まで募集をしているということです。収入の見通しのときにもこういう募集はありましたけれども、資源エネルギー庁のほうでは託送供給等約款の認可申請でも意見を募集するということでもあります。

事務局から説明は以上です。

○山内座長 ありがとうございます。それでは、今、御説明の中にもお話が出てきましたけれども、申請内容について、申請各社の説明を伺いたいと思います。

なお、時間の関係がございますので、冒頭の音声確認、あるいは挨拶等、御省略いただいて説明を手短にお願いできればと思います。よろしくお願いたします。

まずは、北海道電力ネットワークの藪下様より御説明をお願いいたします。

○藪下オブザーバー 北海道電力ネットワークの藪下でございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

それでは、12月27日に申請をさせていただきました託送供給等約款の概要につきまして御説明をさせていただきます。お手元資料3-1の1ページ目を御覧ください。当社は、2023年度からの新たな託送料金制度の開始に向けまして、今後5か年の収入見通しについて、12月8日に申請をさせていただき、23日に承認を頂きました。

今回申請いたしました託送供給等約款では、承認を頂いた収入の見通しに基づきまして託送料金を設定したほか、再エネ出力抑制の低減、回避を目的といたしまして、料金メニューや約款規定の見直しなどを行いました。

2ページ目を御覧ください。承認を頂きました収入見通しを基に、省令に則りまして低圧、高圧、特別高圧の各電圧に費用配分を行いました。電圧別の平均単価及び改定率は表のとおりでございます。

3ページ目を御覧ください。託送料金の設定につきまして御説明をさせていただきます。まず、基本的な考え方といたしまして、今回の主な値上げの要因は、再エネ電源の系統連系や経年化する設備の更新、保全などの固定的な費用の増加によるものであることから、増加した費用につきましては基本料金への上乗せを志向いたしました。また、固定的な費用が9割を占める中、基本料金による費用の回収割合が3割程度にとどまっている現状を踏まえまして、電力量の変動による影響を緩和し再エネ拡大や安定供給に必要な投資を着実に実施していく観点から、現行料金よりも基本料金による回収率を向上させることといたしました。

電力量料金につきましては、ロードカーブのフラット化が進んでいることや再エネ出力抑制の回避につながる昼間帯の需要造成の観点から、時間帯別の電力量料金単価の昼夜間格差を縮小させることといたしました。

こうした基本的な考え方を踏まえまして、特別高圧につきましては基本料金を値上げさせていただくこととし、電力量料金を値下げすることで基本料金による回収率を上げました。

低圧と高圧につきましては、今回増加した費用の全てを基本料金の値上げとさせていただく場合、使用量の少ないお客様の料金負担が大きくなることを踏まえまして、増加費用の一部を電力量料金にも振り向けることで値上げの影響を緩和することといたしました。

比較的使用量の少ないお客様の値上げの影響につきましては、4ページの記載のとおりであります。

6ページを御覧ください。再エネの有効活用に向けました託送料金メニューの見直しにつきまして御説明をさせていただきます。ゴールデンウィークなどの軽負荷期に、再エネ電源の出力抑制が不可避的に発生している状況を踏まえまして、再エネ発電量の増加が見込まれる時間帯への負荷移行や上げデマンドレスポンスなどによる需要の造成を後押しするため、ピークシフト割引や自家発補給電力の特別措置における割引対象期間を拡大することといたしました。

7ページには、新たに追加となった割引対象期間をお示ししております。

最後に、8ページを御覧ください。今回の申請におきましては、再エネ導入拡大や安定供給維持などの観点から、供給条件の見直しを行っております。

N-1電制に関する費用負担の考え方、グリッドコードや保証金の規定変更が主な見直し内容でありますけれども、いずれも国の審議会等で整理された内容を反映させていただいております。

9スライド以降は、参考資料といたしまして、電圧別費用配分の内訳や料金メニューの単価表を掲載させていただいております。

私からの御説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○山内座長 ありがとうございます。それでは、続いて東北電力ネットワークの坂本様から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○坂本オブザーバー 東北電力ネットワークの坂本でございます。

それでは、資料3-2に基づきまして、当社の託送供給等約款の認可申請について御説

明をさせていただきます。まず、2ページ目と3ページ目ですけれども、事業計画の考え方や、先日、御承認いただきました収入の見通しの内容を御紹介させていただいております。これらを基に第1規制期間において、しっかりと事業を進めてまいります。

4ページを御覧ください。この収入の見通しにつきまして、経済産業省令の算定フローにより各電圧に配分を行っております。

5ページを御覧ください。こちらは4ページで配分した電圧別の平均単価及び改定率を記載したものとなります。

6ページから9ページにつきましては、参考資料のため御説明は割愛させていただきます。

続いて、10ページでありますけれども、事業計画や承認されました収入の見通しにより算定した電圧別の配分原価を基に、以下のとおり託送料金の見直しを行いました。

まず、託送料金単価の見直しについての基本的な考え方は、資料の上段に記載のとおり、基本料金へ値上げ影響を反映することと考えております。

一方で、昨今の燃料費高騰等により、お客様の電気料金負担が急増している状況に鑑みますと、増分コストを全て基本料金で回収する場合、特に低負荷率層のお客様における負担増につながるため、お客様への影響を考慮し、この負担増については一定程度抑制する必要があると考えております。

これらの考え方を総合的に勘案いたしました結果、今回の託送料金改定におきましては、基本料金及び電力量料金双方に収入の見通しによる影響を反映いたしました。

11ページでは、電灯需要における託送料金単価及びモデル使用量を用いた改定影響についてお示しをしております。

低負荷率層モデルの欄を御覧ください。基本料金へ値上げ影響を反映する場合に比べまして、今回の申請単価のほうが改定率が低くなるよう設定しております。

12ページでは、電灯需要における1kW当たりの使用電力量ごとの改定率についてグラフでお示ししております。1kW当たりの使用電力量が少ないお客様ほど基本料金へ値上げ影響を反映する場合に比べて、今回の申請単価のほうが料金負担が抑制されております。

13ページでは、低圧の動力、高圧及び特別高圧の託送料金単価について記載しております。

14ページでは、再エネ有効活用に資する需要応動を後押しするため、現在、託送供給等約款に規定しておりますピークシフト割引及び自家発補給に関わる特別措置について、見

直しした内容を記載しております。

15ページは、その他供給条件の見直しとなりますが、内容につきましては北海道電力ネットワーク様と同様となりますので、御説明は割愛させていただきます。

16ページから19ページにつきましては、メニューごとの託送料金単価の一覧となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○山内座長 ありがとうございます。それでは、続きまして東京電力パワーグリッドの金子様から御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○金子オブザーバー 東京電力パワーグリッドの金子でございます。

早速ですけれども、お手元の資料3-3、1ページを御覧ください。先日、御承認いただきました収入の見通しの前提となる事業計画におきまして、当社はレジリエンス強化、再エネ導入促進等、大きく拡大、変化する送配電ネットワークの役割を果たしながら、安定的かつ低廉な電力供給を支え続ける使命を果たすことを目標に掲げてございます。

このたび経済産業大臣に認可申請を行いました託送供給等約款においても、事業計画にてお示しいたしました安定供給、再エネ導入促進、低廉な託送料金等に資するよう、託送料金単価や供給条件を設定してございます。

2ページを御覧ください。承認を頂きました収入の見通しを経済産業省令に定められたルールに従って各電圧に配分いたしました結果、電圧別の1kWh当たりの平均単価は、特別高圧2.40円、高圧4.24円、低圧9.02円となりました。

3ページを御覧ください。託送料金単価につきましては、安定供給、再エネ導入促進、低廉な託送料金に資するよう、基本料金による御負担比率を高めて設定いたしました。

この具体的な考え方につきましては、下の表にお示ししましたとおり、事業計画の達成に必要な投資を行いながら安定供給を持続するため、電力量の推移に左右されない固定的な御負担による安定的な費用回収が必要と考えた次第でございます。

また、上げDR等のお客様サイドの創意工夫に取り組んでいただきやすい環境を整え再エネの有効活用を図ることや、設備の高稼働率化や効率的な設備形成を通じた低廉な託送料金につなげる観点からも、基本料金による御負担比率を高めることが必要と考えてございます。

4ページを御覧ください。ただいま申し上げました考え方を踏まえ、標準接続送電サービスの電力量料金単価を据え置きまして、基本料金単価に値上げ影響を反映するとともに、近年、昼間と夜間の電気の御使用状況の差が縮小していることを踏まえ、時間帯別料金に

おける昼夜間差を縮小いたしました。

続きまして、託送料金メニューの見直しについて御説明いたします。5ページを御覧ください。現行におきましては、平日昼間から夜間や日曜、祝日に電気の御使用をシフトいただいた場合に基本料金の割引を行ってございますピークシフト割引について、再エネ有効活用の観点から、4月並びに5月の昼間の軽負荷時間における御使用をシフトいただいた場合にも割引を行うように見直しいたしました。

また、当社受け持ちエリアにおきましては、至近でピーク需要が尖鋭化している傾向にございますことを踏まえ、安定供給の観点から、平日昼間から土曜日に御使用をシフトいただいた場合についても割引を行うよう、併せて見直しをいたしました。

最後になりますけれども、供給条件の見直しについて御説明をいたします。6ページを御覧ください。再エネ導入拡大の観点から、N-1電制の実施に伴う精算ルール、さらには、発電事業者の方が電力系統に連系する際に具備していただく要件を規定いたしました次第でございます。

私からの説明は以上です。

○山内座長 ありがとうございます。それでは、続いて中部電力パワーグリッドの清水様より御説明をお願いいたします。

○清水オブザーバー 中部電力パワーグリッドの清水でございます。

それでは、申請の内容について御説明いたします。1スライドを御覧ください。第1規制期間における当社の収入の見通しは、現行の託送料金原価と比べて5年平均で261億円の増加ということで、託送料金は値上げとなります。利用者の皆様には、物価高騰などの厳しい状況の中で御負担をお願いすることとなり、大変心苦しい限りであります。今回策定した事業計画の内容について御理解いただけるよう、しっかり説明を尽くしてまいります。

2スライドをお願いいたします。各電圧の平均託送料金は、この表にお示しのとおりです。高圧の値上げ率が大きくなっておりますが、これは2：1：1比率の算定において、主に低圧における省エネの進展などによる比率の低下を受けて、高圧の比率が相対的に大きくなっているためです。

次に、4スライドを御覧ください。料金設定、レートマークにおける当社の基本的な考え方を御説明いたします。(1)は基本料金単価と電力量料金の設定についてです。左下の図に示しますとおり、現状、費用の構造と料金の構造が大きく乖離しております。主に契

約電力に基づいて形成される送配電設備を介して電気を御使用いただく一方で、お支払いいただく料金は御使用量による割合が多い。お客様間の受益と負担の関係に課題があって、言わばねじれが生じているという状況です。料金設定に当たっては、この点を改善しつつ、電気の御使用形態によつての値上げの負担感の偏りがある程度、緩和できないかなど、基本料金単価と電力量料金単価の値上げのバランスに留意しました。

(2) 事業計画の重点アクション項目の1つである脱炭素化について、料金面からサポートするための見直しを行いました。ここでは時間の関係上、1点目について御説明いたします。

5スライドをお願いいたします。受益と負担のいわゆるねじれを改善する視点では、基本料金により御負担いただく割合を段階的に高めていくことが必要であり、今回改定における値上げ分は現状の固定費比率と基本料金回収率の実態からすれば、全て基本料金へ配分することが供給者としては望ましいと考えております。

しかしながら、基本料金の大幅な上昇は左下の図にお示ししますとおり、負荷率の低い契約電力1kW当たりの御使用量が少ないお客様の料金負担に大きな影響が生じます。

これらを踏まえ、右下のモデル料金で示しますとおり、お客様ごとの負担影響に大きな格差が生じないように、基本料金で御負担いただく割合の上昇を全電圧合計では半分程度、全体の値上げの半分を基本料金ということで料金設定をいたしました。

ちなみに、基本料金に値上げ分を全て乗せた場合、その影響が高圧の場合で申し上げますと、平均の値上げ率12.7%に対して、稼働時間が低い、例えば月間100時間を切るお客様、こういった層では値上げ率は20%以上から30%に近づきます。今回の料金改定、先ほど申し上げた基本料金に半分程度という料金設定では20%未満という形で抑えております。

最後に、9スライドを御覧ください。今後、認可を受けましたら、その見直し内容につきましては関係するステークホルダーの皆様へ丁寧な説明を行ってまいります。これまで以上に徹底した効率化や平準化に努め、安定供給、脱炭素のための再エネ拡充、レジリエンス向上のための投資など、着実に実施し送配電の次世代化を進めていくよう、事業計画の内容について理解を求めてまいります。

私からの説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。それでは、引き続きまして北陸電力の棚田様より御説明をお願いいたします。

○棚田オブザーバー 北陸電力送配電の棚田でございます。

当社の託送供給等約款の認可申請に関しまして、資料3—5のスライドに沿って説明をいたします。1スライドを御覧ください。当社は、2023年から2027年度の託送供給等に係る収入の見通しについて経産大臣に承認を頂きましたことを踏まえ、昨年12月27日に託送供給等約款の認可申請を行いました。

また、収入の見通しの前提となる事業計画では、安定供給を大前提に、カーボンニュートラルの実現に向けた送配電網の次世代化に重点的に取り組むこととしており、今回申請した約款におきましても、再エネ導入拡大等に資する見直しを行っております。

2スライドを御覧ください。省令に従い、承認された収入の見通しを電圧別に配分し、それぞれの想定需要に基づいて算定した平均単価は表に記載のとおりでございます。

3スライド、4スライドの算定フロー等につきましては説明を省略させていただきます。

5スライドを御覧ください。託送料金は現行と同様、二部料金制、従量料金制の構成とし、第1規制期間の5年間は一律の料金単価としております。

6スライドを御覧ください。二部料金制における基本料金と電力量料金への配分に当たっては、費用上の固定費と可変費の構成比率を踏まえた上で、基本料金の比率をどうするかが重要と考えております。

基本的な考え方は記載のとおりですが、事業計画を確実に遂行するためには安定的に収入を確保できる基本料金の収入比率を高めることが望ましいと考えております。

現状、費用面では固定費等の割合が9割程度を占めておりますので、今回、固定比率が更に増加することから、今回の改定幅はできる限り基本料金に寄せることが合理的と考えております。

しかしながら、改定幅を全て基本料金に寄せる場合、使用量の少ないお客様の負担が大きくなることから、こうした影響も考慮する必要があります。

これらを総合的に勘案しまして、今回は改定幅を全て基本料金に寄せるのではなく、基本料金の比率を高めつつ、電力量料金単価も一定程度高めることといたしました。

7スライドを御覧ください。この結果、低圧電灯モデルの例では、表に記載のとおり改定幅を全て基本料金に寄せる場合と比べて、使用量の少ないお客様ほど改定率が小さくなります。

8スライドを御覧ください。基本料金を割引するピークシフト割引、自家発補給電力の特別措置につきましては、再エネ有効活用の観点から、軽負荷期の再エネ出力制御を極力減らせるよう、割引の対象日時を拡大いたします。

9スライドにつきましては、他社様と同様でございますので、説明を割愛させていただきます。

また、10スライド以降につきましては、今回申請した料金単価の一覧になります。

私からの説明は以上となります。

○山内座長 ありがとうございます。それでは、引き続きまして関西電力送配電の土井様より御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○土井オブザーバー 関西電力送配電の土井でございます。

御説明に入ります前に、申し訳ありませんが、料金審査の貴重な時間を頂戴しまして、昨年末に小売顧客の情報漏えいが発覚いたしまして、お客様や関係者の皆様に御心配と御迷惑をお掛けしております。お詫び申し上げます。安定供給と中立公平な業務を責務としております事業者として、本件を重く受け止めまして、早急に事実確認を進めるとともに、原因究明と再発防止対策を検討、策定してまいりますので、御指導のほどよろしくお願申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきます。2スライドを御覧ください。今回、承認を受けました収入上限の前提となる事業計画は、ステークホルダーの皆様からの御意見も踏まえまして、安全・安定供給、電力ネットワークの次世代化、サービス・業務品質向上、最大限のコスト効率化を実現することで、お客様に御提供する価値、そしてサービスの向上を図ることを目標に設定しております。

今回、事業計画の考え方を踏まえ、当該収入上限に基づき託送料金の見直しのほか、再エネ有効活用などの観点も踏まえた託送料金メニューの見直しや約款規定の見直しなどを行っております。

3スライドを御覧ください。承認を受けました収入上限7,154億円を料金算定規則に則りまして3電圧に配分した結果、特別高圧の改定率はプラス3.4%、高圧はプラス17.2%、低圧はプラス3.5%となっております。

人口減少、節電・省エネルギー化の進展や電力需要の減少によりまして、低圧の最大電力が大幅に低下したため、原価の低圧への配分比率が大幅に低下し、結果として相対的に高圧への配分比率が上昇したことから、高圧の改定率が大きくなっております。

4スライドを御覧ください。今後、高度経済成長期に整備した送配電設備の更新、そしてカーボンニュートラルに資する再エネ導入拡大への対応や電力ネットワークの次世代化などに必要となる投資は、電力量の増減にかかわらず、最大電力等により発生する固定的

な費用が大半となります。

そのため、値上げ相当分の料金変動額は、省エネルギー化の進展などによる電力量の減少影響を受けにくい固定的な収入であります基本料金に反映しております。

これによりまして、需要者の皆様の効率的な電気の利用を促すことによりまして、最大電力が抑制されることで、将来的には当社の送配電設備に係る費用が低減し、低廉な託送料金の実現につながると考えております。

5スライドを御覧ください。高圧は、特別高圧や低圧と比べまして基本料金が大幅に増加することから、需要者の皆様への影響や電圧ごとの基本料金収入率の引上げ幅を考慮いたしまして、全て基本料金に反映した場合と比べて半分程度の引上げ水準といたしまして、基本料金と電力量料金の双方の引上げを行っております。

スライドの下には使用量の少ないお客様への影響額の試算を記載しております。

6スライドを御覧ください。こちらは各電圧の影響額の試算でございます。

7スライドから9スライドは、託送料金メニューの見直し、約款規定見直しの内容となります。こちらは各社様の内容と同様でございますので、説明は割愛させていただきます。

個別の説明は以上でございますが、まとめますと今回の託送料金の見直しの下では、需要者の皆様に負荷平準化などの最大電力の抑制の取組をしていただくことが託送料金負担の軽減につながりますので、そのような取組について、分かりやすく丁寧に説明してまいりたいと考えております。

当社が本日御説明しました約款の下で、事業計画を着実に遂行し、安全・安定供給はもとより、カーボンニュートラル推進や電力ネットワークの次世代化、レジリエンス強化といった社会的便益の達成に向けて取り組んでまいります。

御説明は以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長 どうもありがとうございました。それでは、引き続いて中国電力ネットワークの松岡様より御説明をお願いしたいと思います。

○松岡オブザーバー 中国電力ネットワークの松岡でございます。

それでは、資料に沿って御説明させていただきます。4ページを御覧ください。新たな託送料金の設定についてでございます。このたび申請しました新たな託送料金は、昨年12月23日に経済産業大臣の承認を受けた収入の見通しに基づいて設定しております。

この収入の見通しには最大限の効率化を反映したものの、必要な費用を織り込んだ結果、これまでよりも増加することとなりました。

そのため、いずれの託送料金単価も値上げとなりますが、利用者の皆様の御負担への影響にも留意した上で、デマンドレスポンスの拡大や将来的な電化の推進といった社会的な要請に応えられるよう、基本料金、電力量料金を設定しております。

具体的な単価を5ページに記載しております。利用者の皆様には御負担をお願いすることとなりますが、電力の安定供給と地域社会の発展のため、御理解いただけるよう丁寧な説明に努めてまいります。

続く6ページから13ページの料金単価を算定する流れについては、説明を割愛させていただきます。

14ページにお進みください。14ページでは、今回申請した料金単価を用いて、モデルケースでの御負担額をお示ししております。表のとおり、例えば一般的な御家庭、低圧の電灯では、今回の料金単価の見直しによって、月々400円程度の御負担増をお願いすることになります。

続いて、15ページにお進みください。15ページでは、電気の御使用量による利用者様の御負担額を示しております。下のグラフを御覧ください。赤い実線が今回申請した電灯の標準的な託送料金を適用した場合の御負担額を示しております。灰色の破線は電力量料金を据え置いて、基本料金のみを見直した場合の御負担額を示しております。

今回申請した料金単価は、灰色の破線に比べて、基本料金の負担を抑制することで御使用量の少ない利用者様の負担の変動に留意しているものです。いずれにしましても、利用者の皆様に御理解を賜れるよう、丁寧な説明をしてまいりたいと存じます。

続いて、料金単価以外の見直しについてでございます。25ページにお進みください。再生可能エネルギーの有効活用に向けた料金メニューの見直しについてでございます。昨年からは当社エリアでも出力制御を行っております。この出力制御の低減に向けて、これまでに御説明された各社様と同様、ピークシフト割引及び自家発補給電力に関わる特別措置の適用時間帯を拡大する見直しを行うことといたしました。

具体的な見直し後の時間帯は、次の26ページのとおりでございます。再生可能エネルギー拡大の動向等を踏まえつつ、より効果的な適用時間帯となるよう抑制低減に向けて継続的に取り組んでまいります。

当社エリアでの再生可能エネルギー導入状況や出力抑制の実施状況について、27、28ページに記載しておりますが、本日は御説明を割愛させていただきます。

最後に、料金以外の供給条件の変更については32ページ以降に記載しておりますが、各

社様と同様でございますので、本日は説明を割愛いたします。

当社からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長 ありがとうございます。それでは、続いて四国電力送配電の横井様より説明をお願いいたします。

○横井オブザーバー 四国電力送配電の横井でございます。

早速ですが、お手元の資料3-8、1ページを御覧ください。弊社は、収入の見通しの前提となる事業計画において、電力の安定供給を維持すること、地域社会やお客様から信頼される存在であり続けることといった弊社のビジョンの達成に向け、安定供給、再エネ導入拡大、サービスレベルの向上といった分野ごとに目標を定めています。

このたび認可申請を行った託送供給等約款においても、これらの目標の達成に向けた取組に資するよう、料金単価や供給条件を設定しております。

2ページを御覧ください。電圧別平均単価について御説明いたします。

第1規制期間における収入の見通し、年平均1,560億円を経済産業省令に定められたルールに基づき電圧別に配分した結果は下表に記載のとおりでございます。

3ページから5ページには、費用配賦に係る参考資料を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

6ページにお進みください。料金設定の考え方について御説明いたします。二部料金制の料金メニューについては、安定供給、再エネ導入拡大、サービスレベルの向上といった事業計画に定める目標達成に向けた取組に資するよう、基本料金による回収割合が現行料金よりも高まるように設定しました。

具体的には、電気使用量の少ないお客様への影響も考慮し、電力量料金単価の改定率が電圧別平均単価の改定率の2分の1程度になるように設定しております。

主な料金単価は、7ページに記載のとおりでございます。

料金水準のイメージにつきましては、8ページを御覧ください。こちらでは電灯標準接続送電サービスの場合を例に、基本料金による回収割合を高めたことによる影響額の試算結果をお示ししております。中間程度の水準となる青色の線が今回認可申請した料金単価に基づく影響額でございます。

9ページを御覧ください。こちらでは一般的な御家庭の場合のモデル料金への影響についてお示ししております。電灯の月間使用電力量260kWhモデルの場合、今回の料金改定に伴う影響額は、1か月当たり268円の増額となります。このうち基本料金による回収割合

を高めたことによる影響額は、1か月当たり20円の増加になっています。

続いて、10ページには高圧及び特別高圧のモデル料金への影響額について記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

11ページにお進みください。再エネ導入拡大に資する料金メニュー及び約款規定の見直しについて御説明いたします。ピークシフト割引及び自家発補給電力の特別措置につきまして、再エネ有効活用の観点を踏まえ、軽負荷時間帯を対象時間帯に追加いたしました。

また、再エネの早期連系に資するN-1電制における費用負担の取扱いについて供給条件に反映するなど、約款規定の所要の見直しを行っています。

具体的な評価対象時間帯は12ページに、約款規定の見直しの概要は13ページにそれぞれ記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

14ページ以降は、料金単価表を記載しております。

弊社からの御説明は以上となります。ありがとうございました。

○山内座長 ありがとうございました。それでは、引き続き九州電力送配電の廣渡様より御説明をお願いいたします。

○廣渡オブザーバー 九州電力送配電の廣渡でございます。

託送供給等約款の認可申請について御説明いたします。2ページを御覧ください。当社は、昨年12月23日、第1規制期間における託送供給等に係る収入の見通しについて経済産業大臣の承認を頂きました。

御承認いただいた収入の見通しを踏まえ、事業計画の実行を通じて、2050年カーボンニュートラルの実現などのミッションを果たし、九州の発展、成長に貢献してまいります。

今回の認可申請では、収入の見通しに基づき託送料金を設定するとともに、再エネ有効活用に資する料金メニューの拡充や供給条件の見直しを行いました。

3ページを御覧ください。年平均4,975億円の収入の見通しに基づき、省令にのっとり電圧別の託送料金を算定いたしました。電圧別の改定率は、低圧でプラス10.8%、高圧で15.3%、特別高圧で7.8%となりました。

4ページを御覧ください。託送料金の設定に当たっては、費用の主な増加要因が固定的な費用であることなどを踏まえ、当初、値上げ幅を全て基本料金に反映する方向で検討しましたが、右下のグラフのように、使用量の少ない御家庭等の値上げ率が高くなり過ぎることを勘案し、基本料金への反映を一部にとどめ、値上げ影響を緩和しました。

5ページを御覧ください。今回申請した託送料金の値上げ率を表の中央、その右に値上

げ幅を全て基本料金に反映した場合の値上げ率を記載しています。御家庭向けの低圧電灯を御覧いただきますと、今回申請した託送料金では、1か月の御使用量が120kWhと少ない場合の値上げ率、プラス11%に対し、400kWhの値上げ率がプラス10.3%となっており、値上げ幅を全て基本料金に反映した場合に比べ、値上げ率の格差が縮小しています。

6ページを御覧ください。主な託送料金単価と基本料金比率を示しています。今回申請した託送料金では、基本料金比率が現行から3.4%向上し、31.3%となりました。

続きまして、再エネ有効活用に資する料金メニューの拡充について説明いたします。7ページを御覧ください。再エネの有効活用への取組として、ピークシフト割引と自家発補給電力の特別措置の拡充を行います。再エネ導入量が多く、再エネ出力制御も発生している九州エリアの特性も踏まえ、再エネの最大限の活用に向け、春、秋の平日の昼間や通年の土曜日を追加することで、評価対象時間を大幅に拡充いたします。

なお、ピークシフト割引の拡充については7、8ページ、自家発補給電力の特別措置の拡充については9、10ページに記載のとおりです。

11ページを御覧ください。その他供給条件の見直しについては、他社様と同様、N-1電制など、国の審議会での整理を踏まえた供給条件の見直しを行います。

私からの資料の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○山内座長 ありがとうございます。それでは、最後になりますが、沖縄電力の横田様より御説明をお願いいたします。

○横田オブザーバー 沖縄電力の横田でございます。

それでは、御説明させていただきます。1スライドをお願いいたします。当社は、収入の見通しの基となる事業計画において、電力ネットワークの次世代化に向けた取組として、台風常襲地帯である沖縄エリアにおけるレジリエンス強化の更なる加速、カーボンニュートラルに向けた再エネ主力化をコスト効率的に実施するための取組事項等を策定しております。

申請を行った託送供給等約款では、電力ネットワークの次世代化に取り組むため、収入の見通しに基づく託送料金の設定、料金メニューの見直し及び供給条件の見直しを行っております。

4スライドをお願いいたします。今回申請いたしました託送料金単価の設定の考えとして、事業計画に掲げる電力ネットワークの次世代化の実現に向けた必要な投資を行うためには、託送料金原価の約7割を占める固定費を基本料金で回収できていない状況を踏まえ、

託送料金原価の増分を全て基本料金単価に反映し、基本料金による回収割合を一定程度、引き上げることで収支安定性を高めることが必要となります。

ただし、託送料金原価の増分を全て基本料金単価に反映した場合、国際的な原材料価格の上昇や円安の影響などにより生活必需品を含めた物価高騰に直面している状況の下で、低負荷率の事業者や御家庭の料金負担が大きくなることが考えられます。

これらを踏まえ、具体的な設定内容といたしましては、特別高圧、高圧は離島燃料価格の上昇分以外を基本料金単価に反映し、基本料金による回収割合を一定程度引き上げる設定といたしました。

動力については、特別高圧、高圧と同様の考えに基づき単価設定を行う場合、基本料金による回収割合が低下するため、現行と同様の基本料金による回収割合で設定いたしました。

電灯については、特別高圧、高圧と同様の考えに基づき単価設定を行う場合、基本料金単価が2倍以上になり、御使用量が少ない御家庭の負担増が懸念されること、また、基本料金が1契約当たり適用され、電気の御使用方法の工夫により基本料金の値上げ影響を抑制することが困難であることを踏まえ、基本料金による回収割合は現行とほぼ同様の割合で設定いたしました。

続いて、5スライドをお願いいたします。先ほどの考えに基づき設定した各電圧の標準サービスメニューの託送料金単価及び基本料金による回収割合をお示ししております。

続いて、6スライドをお願いいたします。申請単価による託送料金と託送料金原価の増分を全て基本料金単価に反映した場合の託送料金との影響を示しており、低負荷率の需要者の改定率を抑制しております。

7スライドをお願いいたします。料金メニューの見直しと、次のスライドの供給条件の見直しについては、他社様と同様の内容であるため、説明を割愛させていただきます。

9スライドをお願いいたします。離島ユニバーサル調整に係る離島基準燃料価格及び離島基準単価の見直しを行っております。

10スライド以降につきましては、今回申請いたしました託送料金単価表を掲載しております。今回、物価高騰などの厳しい状況下での託送料金値上げとなり、大変心苦しい限りではございますが、事業計画に掲げた電力の安定供給のさらなる強化やカーボンニュートラルに向けた取組を通して、地域社会の発展に貢献してまいります。

私からの説明は以上となります。

○山内座長　　どうもありがとうございました。これで全ての事業者さんに御説明いただいたということになります。

最初に事務局から御説明いただきました分と、今の一般送配電事業者さんからの御説明について、皆様から御質問、あるいは御発言があればお願いしたいと思います。御発言希望の方はTeamsの挙手機能でお知らせいただければと思います。どなたかいらっしゃいますでしょうか。河野さん、どうぞ御発言ください。

○河野委員　　御指名ありがとうございます。日本消費者協会の河野でございます。御説明ありがとうございました。2点申し上げたいと思います。

全体の確認は次回ということで伺っておりますけれども、本日の御説明で託送料金が総じて値上げとなることが分かりました。送配電各社様の料金設定の考え方としては、電力使用量の少ないお客様への配慮が行われているということは御説明で理解いたしました。消費者にとっては相次ぐ物価高騰に対する不安というのが大きく、暮らしの必需品である電気に関しても、事業者の皆様状況というのは受け止めなければいけないと思いつつも、今回の値上げの理由と新しい制度の運用で、今後、社会にとって得られる便益という部分もあると思いますから、そういったものも併せて丁寧に周知、広報していただくことをお願いしたいと思います。

2点目は、料金制度専門会合の公開の場で託送料金の適正性、妥当性については、ルールに則って公正な判断が行われているということは評価しておりますし、改めて国民の声を聞く機会が設定されていることについてもよかったと思っています。その上で、本筋から外れますが、事業者のコンプライアンスとガバナンスに関して、消費者として一言申し上げたいと思っています。

先ほどの御説明の折にも言及がありましたが、12月末に関西電力の営業部門の社員が、競争相手である新電力の顧客情報を不正に閲覧していたという報道がございました。電力大手の送配電部門は、事業の特性から地域独占を認められていますが、送配電網を利用する各小売事業者に対して中立を保つ必要があって、厳格な情報管理が義務付けられていると理解しています。

関西電力においては、このところ役員の金品受領や役員報酬の補填、それから大手電力同士での営業上のカルテルを結んだ疑いなど、消費者から見るとあってはならない状況が続いていて、公共性の高い事業を担う企業としての自覚と倫理観が欠けているというように見えますし、経営姿勢と企業体質への不信感が拭えません。

今回の託送料金制度の運用においても、公益企業として、しっかりと社会に恥ずかしくないように緊張感を持って臨んでいただくことを強くお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長　ありがとうございます。ただいま池田オブザーバーが手を挙げていらっしゃいますが、委員の方で御発言希望いらっしゃいますか。――それでは、ほかの方が挙げるまでと言っては失礼ですけれども、池田オブザーバー、どうぞ御発言ください。

○池田オブザーバー　御説明、本当にありがとうございました。私からは、次回以降に向けて1点、コメントをさせていただきます。

資料3の本編の最終ページにも記載いただいておりますが、レートメイクにおいては需要想定が適切に行われているかが極めて重要になるかと思えます。次回以降、需要や最大電力など、今回分けられていますけれども、需要種別ごとの推計がバイアスなく適切に行われているか、引き続き検証をお願いしたく思っております。

私からは以上になります。

○山内座長　ありがとうございました。そのほかいらっしゃいますか。松村委員、どうぞ御発言ください。

○松村委員　松村です。まず、レートメイクに関して、基本料金と従量料金の関係についてです。低圧、高圧、特別高圧の配分が、一定となった後で、例えば低圧に関して基本料金の割合をどうするのかを考えるとときには、低圧の消費者全体の負担がその割合と無関係に一定になっているので、本来は基本料金を高くし過ぎると消費者の負担が重くなるのか、低くし過ぎると消費者の重くなるなどということはないことは、みんな理解していると思いますが、当然のこととして、まず理解をすべきだと思います。

今回、使用量の少ないお客様に対しての影響があまりにも大きくなり過ぎないようにという点を電力会社が考えたこと自体は、私たちは仮に不満があっても否定することはできないと思います。しかし私たちがこれからずっと考えていかなければいけないことは、いつもいつも同じことを言っていますが、例えば家族がたくさんいて電力消費量が多いところの負担を、今回のような配慮をした結果として重くしたことは、確実に頭に入れておいていただきたい。そのような消費者の負担は重くなってもしょうがないと考えるのは1つの判断だと思いますが、そういう効果もあることは十分に考えていただきたい。電気の性質からして、高所得の人が物すごくたくさん使って、低所得だとすごく減るといった効果がないとは言わないのですけれども、逆の効果もあり得る、別荘を持つ高所得者の負担を減

らして子供を多く持つ家庭の負担を増やす効果も持つ調整をしたことは、十分頭の中に入れておかなければいけないと思います。

それから、先ほど関西電力のコンプライアンスについての指摘が出てきて、恐らく聞いている人は、タイミングについて疑念を持たれる方がおられるのではないかと思います。つまり、託送の次の5年間の審査が全部終わった後で出てきたので、もう対応のしようがないというタイミング。そうなるようにわざと遅らせたのではないかなどと疑う人が出てくるかもしれない。しかし私はそのようなことはなかったと思います。

これは、このタイミングになったことによって、次の期間については影響がないということにはなるのですが、むしろ電力会社にとっては不利になっているのだと思います。これだけの大きな不祥事を起こしたので、恐らくシステムのほうも全面的に変えて、物理的に2つのシステムを分ける取組をこれからされるのだと思います。そうすると、それなりにコストが掛かる。当然、急いでやることなので、次の5年間にやることになる。そのコストが増加したからといって、今回の事案の性質からしてそれを理由に託送料金を上げることは考えられない。つまり、持ち出しになるということだと思います。逆に言えば、そのような抜本的な対策を取らないで、小手先のことで対応して、また類似の問題が起きたとすれば、今度は次の第2規制期間におけるかなり厳しいペナルティーが想定される。

したがって、そういうことを考えれば、今回のコンプライアンス違反は関西電力にとって結果的に非常に高いものについたと思います。わざと報告を遅らせてこのタイミングにしたということはないと思います。したがって、今回の託送料金の制度、このタイミングに何か欠陥があったとのことではないと理解しています。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。ほかにいらっしゃいますか。圓尾委員、どうぞ。

○圓尾委員 各社の御説明ありがとうございました。1つは、全社同じような傾向ではあるものの、よく見ると多少ばらつきがあるのだというのが改めて分かりました。

一例を言うと、東北さんの場合は低圧の改定率が大きくて、5ページにありますけれども、その理由としては前回改定時と比べると人口減少などによって低圧の需要全体が相対的に大きく下がったから、ここが大きなプラスになっていると。

一方、関西電力さんを見ると、3ページですけれども、低圧の改定率は小さくなっていて、その理由は何かというところ、これも低圧の需要なのですが、太陽光などによって低圧の最大電力が大幅に低下しているの、こういう結果になりましたということが書いてあり

ます。ですから、一般消費者に理解を深めていただくためにも、こういう説明が各社から単発に出てきているのを横比較をして、なるほどこのとおりだと分かるような一覧を事務局としても何か提示する必要があると、これを見て思いました。

2点目は、今、松村先生もおっしゃいましたし、私も前回の託送料金の改定のときに言いました。私の家は親も含めて2世帯で住んでいるのですが、そうすると使用量が大きくて、こういう改定をしたときには割を食うことになっています。別々に住んでいて1契約あたりの使用量を少なくすれば、その分、トータルで電気代が安くなるという結果になります。確かに弱者配慮というのか、使用量の少ない人が過度な負担にならないようにと考えるのも大事ですが、一方でこういうこともあると認識すべきだと思います。やはり負荷率を改善していくことが、今後、日本にとっても非常に大事なポイントになってきますので、固定費が割合として高いのであればしっかり基本料金を上げていくという方向を堅持すべきと思っております。

それから、コンプライアンスの問題については、今、我々は送配電の議論をしているわけですが、大きくは2つ問題があると思っております。1つは出してはいけないデータを送配電の側から出してしまったこと。これはあってはいけないことで、当然、その対処はしていただくものだと思います。一方、受け取った側ですよね。見てはいけないものを見てしまったときに、どういうアクションを起こすべきかということがちゃんとコンプライアンス教育としてされていたのか。それが無いからこそ、ここまで大きな件数が出てきている。送配電だけではなくて電力業界全体で、もう一度コンプライアンスを厳しく見詰め直していくいいきっかけにさせていただきたいと思っております。

以上です。

○山内座長　　ありがとうございました。そのほかに。よろしいですか。

それでは、事務局からコメントいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長　　ありがとうございました。先ほど圓尾委員から指摘があったとおり、横比較は大事だと思いますので、次回以降、きちんと事務局としても資料を作って御議論いただきたいと考えております。

それから、複数の委員から関西電力送配電の情報漏えい事案について御指摘がありました。今般、関西電力送配電の託送システムから漏えいが禁じられている新電力の顧客に係る非公開情報が関西電力側から閲覧可能となっており、実際に多数の関西電力社員が閲覧したことが明らかになっております。

本件につきましては、西村経済産業大臣からも「顧客情報の適切な管理は一般送配電事業者の電気事業法上の義務であり、その業務における中立性、公正性に対する信頼の土台である。本件は、その信頼を大きく損ない、電気事業における小売電気事業者間の公正な競争を揺るがしかねない事案であり、極めて遺憾である」とのコメントが出されております。

また、12月27日には電力・ガス取引監視等委員会から関西電力送配電及び関西電力に対して報告徴収を行っており、事案の解明に着手したところであります。

その上で、本件と託送供給等約款の認可申請の関係ですが、松村委員からも御指摘などございましたけれども、既に関西電力送配電からは12月27日付で認可申請が出されております。それで、認可手続につきましては本日御説明したとおり、電気事業法第18条に規定されておりますし、その観点からの審査が必要になってきます。収入の見通しは、先ほど申し上げましたが、12月23日付で経済産業大臣から既に承認されております。こうした規定を踏まえますと、関西電力送配電の今回の情報漏えい事案は、託送供給等約款の審査に影響を与える要素は制度的にはないと考えております。

他方で、今回のレベニューキャップ制度において、5年間の規制期間が開始される矢先にこうした事案が生じたわけでありまして、事案の解明を踏まえて、電力・ガス取引監視等委員会本委員会の指示も踏まえながら、事務局としても適切に対応してまいりたいと考えております。

○山内座長　　ありがとうございました。今、御説明があったとおりでと思います。私からもちょっと考えるところがあるのですが、今回の情報漏えい事案は収入の見通しが既に承認されている時点だったということで、制度的には、今、御説明があったように本日議論した託送供給等約款の審査には関係がないということではあります。

他方で、関西電力送配電におかれましては、本日の委員の指摘もしっかりと受け止めていただきたいと思っております。原因究明、再発防止も含めて、今後その対応をしっかり行っていただきたいと思っております。そういったレピュテーション的なものが世の中に出るといことは、我々としても非常に不幸なことだと思いますので、事務局においても電力・ガス取引監視等委員会の指示を踏まえて適切に対応していただきたいと思っております。

情報漏えい問題については、今、事務局から御対応があったということでございますけれども、申請については、これからまたいろいろ議論していく。そのための御意見を幾つか頂きましたので、その点も事務局のほうで受け取っていただいて進めていくということ

でよろしゅうございますでしょうか。ありがとうございました。

それでは、第1部についてはこれで終了ということになります。一旦、事務局に進行をお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

○池田取引監視課長　ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第31回料金制度専門会合第2部を開催いたします。

私は、事務局・取引監視課長の池田です。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、オブザーバーとして、東北電力、北陸電力、中国電力、四国電力、沖縄電力が出席されていますので、各議題について直接御質問されるということでも構いません。

以降の議事進行は山内座長にお願いいたしたく存じます。よろしく願いいたします。

○山内座長　承知いたしました。それでは、2部ということがございますけれども、3つほど、対応状況と人員計画・人件費、燃料費についてということであります。

まず、これまで委員から頂いた御意見、御指摘への対応状況ということで、資料4について御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○池田取引監視課長　資料4を御覧ください。今回でこの審議は4回目ということがございます。過去3回の専門会合で出された意見をまとめたものになります。

2ページ目以降が意見の整理でございますけれども、灰色っぽい網かけを付しているものが御回答済みということでございまして、6ページに移りまして、このうちピンクで網かけをしたものが本日御回答予定のものでございます。

6ページにつきましては、川合委員から頂いた御意見のうち、中長期的な燃料の調達計画に係る御指摘、あと燃料費高騰における純粋な燃料費と為替要因の割合について、あと今回の値上げ申請で想定している為替相場については各事業者に御回答いただく予定でございます。

また、7ページ目に移りまして、北本委員から頂いた御意見のうち、人員計画・人件費に係るもので、必要な職種別の人員構成の考え方、長期的な人材・人員の確保対策についても本日御回答ということですが、これらについても事業者から御説明を頂きたいと思っております。

御説明は以上でございます。

○山内座長　ありがとうございました。内容について報告いただいたということになりますので、次の議題、人員計画・人件費についてというところに入っていきたいと思っております。

これについては、資料5を事務局から御説明いただきますが、先ほど御説明があったように、本議題については東北電力、北陸電力、中国電力、四国電力、沖縄電力からも御説明いただくということになっております。事務局の資料説明の後をお願いしたいと思います。その後に質疑を行いたいと思います。それでは、事務局からの説明、よろしく願いいたします。

○池田取引監視課長 資料5を御覧ください。これから人員計画と人件費について御議論を頂きます。

人員計画とは、事業に必要な人員の採用や配置、退職に係る計画のことでございまして、人員数の推移、1人当たりの生産性などを確認し、これに対して人件費や役員数、役員給与、給与手当など、個別の費用項目ごとに確認することになります。

3ページをお願いいたします。3ページは、料金算定規則であり、人件費の各費目は実績値を基に算定するということになってございます。

次に、4ページでございます。審査要領でございまして、基本的考え方の第6項で、雇 사용자所得等の変動見込みについては、原則として原価への算入を認めないとあり、世の中の賃上げへの要請とどう両立していくかが論点となります。

第2節、営業費の1ポツは、例えば人員計画については、経費人員数の妥当性を確認するとともに、他の事業者と比べて1人当たりの生産性の水準が低い場合は、当該申請事業者の個別事情を勘案しつつ査定を行うと書かれておりまして、個別指標項目ごとにメルクマールが示されてございます。

5ページは、人件費の各項目の意味合いを説明しているところでございまして、6ページ目からが人員計画でございます。

7ページをお願いします。2013年に値上げをした東北、四国は、当時、人員数の削減が織り込まれておりましたが、両社によれば、いずれも原価算定期間中に達成したとのことでございます。

8ページから9ページが、今回の申請における人員計画に関する事業者の説明のまとめでございます。各社とも2020年度の分社化以降、それなりの人員削減に取り組むとともに、原価算定期間にも更に人員削減に取り組んでいるというものになっています。ただ、人員については単純に減らせばいいかという問題もございまして、第28回会合では、北本委員から必要な人員構成の考え方や長期的な人材、人員の確保について御質問があったところでございます。この点については、後ほど各事業者に御説明を頂きたいと思っております。

10ページ目をお願いいたします。人員計画に係る主な論点でございます。各社とも人員削減には取り組んでいるものの、審査要領上は1人当たりの生産性について、他の事業者と比較をすることになっています。

前回、10年前の値上げ審査では1人当たりの生産性の10社平均を取りまして、これを下回るころについては査定をするという対応を取ってございました。

しかし、13ページを御覧ください。(1)のとおり、オレンジが今回の申請事業者、青の左が10社平均、右が8社平均でございますけれども、今は東電、中部電力の発電部門が分社化された結果、発電部門を含まない東電、中部の1人当たりの生産性が著しく良くなってしまい、これを色濃く反映した10社平均で査定を行うということが果たして適当か、東電、中部を除いた8社平均値と比較すべきではないかということが論点になります。

また、オレンジ色の申請者が低い13ページの販売電力量ベースのグラフと異なりまして、次の14ページに行きますと1人当たり売上高の表では東北電力の値が高くなるなど、それぞれ見え方がかなり異なるころ、各種指標をどのように用いて比較するかという点も論点になると考えられます。

10ページに戻っていただきます。4ポツ目でございます。事業者の規模が大体そろっていた10年前の申請と異なりまして、今回は沖縄からも申請があったころ、各社共通の基準で比較すれば沖縄電力が不利になってしまうのではないかと。

さらには、5ポツ目、10年前に比べて従業員の雇用形態が多様化してきておりますところ、事業者間比較を行う際には、再雇用者をはじめ正社員と同等の勤務形態にある人員も含めて人員数の妥当性を確認すべきではないかという点も論点となります。

以上が人員計画の全体の論点でございます。

11ページ目は、人員数の推移でございまして、各事業者とも総人員数は減少傾向でございますが、次の12ページ、(3)のとおり再雇用者数が増加傾向ということになります。(2)の下のとおり、北陸と沖縄は再雇用者等の給与を雑給で処理してございまして、特に北陸電力につきましては再雇用者数を大きく増やしているところでございます。

16ページに移りまして、人件費でございます。

17ページが、2013年に値上げした東北電力、四国電力でございますが、当時、人件費の削減を織り込んでいましたが、原価算定期間中の効率化の達成状況を見ますと両社とも未達となっています。両社は賃金引下げの悪影響が大きかったことが主な要因であるとしています。

18ページ目は、今回の申請に係る人件費の全体概要でございます。黄色が現行の原価よりも増える部分、ピンクが特に増える部分でございます。一番下の人件費合計欄を見ますと、各社人件費総額を減らす中、北陸が増えているという状況でございます。

19ページが、人件費に係る主な論点でございます。1つは、正社員と同等の勤務形態にある人員を含めて検討することが必要であり、給料手当と雑給の両方を勘案して給与水準を確認することとしてはどうか。

もう一つは、審査要領上、雇用者所得等の変動見込みについては、原則として原価への算入を認めないとしていることと、賃上げへの要請に応えることをどう両立させるかというところでございます。

20ページ目は、公共料金の協議に係る消費者庁のチェックポイントで、賃上げへの言及がなされているところでございます。

21ページからが個別項目ごとの論点でございます。まずは役員数、役員給与に関してということでございますが、これも黄色が増えているところ、赤が特に増えているところでございますが、社外役員については東北と四国が2015年の託送料金の査定よりも高い水準となっている点と、東北、北陸、四国、沖縄の社外役員数が増加している点が論点なし今後精査を要する点であると考えてございます。

24ページをお願いします。給料手当に関する論点でございます。審査要領では従業員1人当たりの年間給与水準は賃構調査等を基に算定されている一方、事業者によっては賃構調査の参照年、地域補正係数の算定方法、賃上げ反映の有無など、各事業者で算定方法に差異があるところ、どのように審査をすべきかという点がございます。

25ページは、各社の申請原価の一覧でございます。北陸と沖縄がそれぞれ賃上げ反映を行ったものとなっております。

26ページ、まず賃構調査の参照年についてですが、東北、中国、沖縄が令和3年調査を参照しているのに対しまして、北陸、四国は新型コロナ禍の影響を避ける目的であるとして、令和元年調査を参照してございます。

最新の調査以外の調査を参照することは、審査要領を逸脱するとまでは言い難いものの、恣意性を排除する観点からは、最新の令和3年調査を参照することとしてはどうかと考えるところでございます。

さらに、計算に用いる従業員数の集計時点についても各社異なるところ、恣意性を排除するために、令和3年度末の実績値に統一してはどうかと考えてございます。

27ページに移りまして、地域補正係数の算定方法も各社ばらばらでございまして、一部の社が用いている人事院の調査は2012年度が最後でございまして、足元の状況と乖離する可能性があることから、最新の消費者物価地域差指数を用いることとしてはどうかと考えてございます。

賃上げの反映については先ほど述べたとおりでございしますが、参考までに28ページに消費者物価指数の推移をまとめさせていただきました。電力小売全面自由化が開始された2016年と比較して5年間で1.6%、年平均で0.32%上昇してございます。

29ページは、時間外手当について10社平均を上回っている北陸、中国について、どう扱うかという論点。

参考までに、30ページのとおり2015年の託送料金の審査の際は、平均を超える部分は減額をさせていただきます。

31ページは、役員の秘書が、審査要領上、算入が認められていない相談役、顧問の秘書を兼務している場合の論点でございまして、案分して査定するというところでよいかと。

32ページは、出向者の給与手当に係る論点でございまして、各出向者がどのような業務に当たっているかはこれから事務局で確認をしていくところでございますが、電気事業の遂行に必要かつ有効であると認められるものであるか否かがメルクマールとなりますところ、各社算入、不算入が分かれている32ページの表の団体、特に黄色の網かけを付したところ、日本エネルギー法研究所や日本エネルギー経済研究所、さらには団体費と人件費の二重計上の可能性のある原子力安全推進協会は丁寧に見ていく必要があるかと考えます。

34ページに行きまして、退職給与金についてでございます。基本的には審査要領に沿って各社そろってはございますが、一部、参照統計が異なっているところ、統一する必要があると考えますし、36ページに移りまして、年金資産の期待運用収益比率を低く算定している社について、どのように考えるかが論点となると思うところでございます。

38ページ、法定厚生費についてでございます。過去の審査に倣い、毎年度、0.35%ずつ低減することを求めることは一案ではないかと考えられるところでございます。

次に、40ページ、一般厚生費についてです。過去の審査でメルクマールとした日本経団連調査の平均値を各社とも下回っているものの、不適切なメニューが含まれていないかは事務局として精査してまいりたいと考えてございます。

42ページ、委託検針費、委託集金費、雑給につきましては、再雇用者給与分を除いた上で、人員計画における比較方法も参考にしつつ、検討を進めるべきではないかと考えられ

ます。

主たる論点として事務局が考えますのは以上のとおりでございますが、これに加えて、本会合のみならず、専門委員による審査チームや事務局における審査も含めて、今後検討を深めていくべき論点としてどのようなものが考えられるか、幅広く御議論いただければと存じます。

御説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。それでは、申請各社から御説明いただきたいと思えます。

まずは、東北電力の石山様、よろしくお願いたします。

○石山オブザーバー 東北電力の石山でございます。よろしくお願いたします。

それでは、私から人員計画・人件費の御説明をさせていただきます。私どもの資料5-1の表紙の次の2ページ目、人員計画の概要のところを御覧いただきたいと思えます。当社は、業務効率化、採用数の抑制などによりまして、継続的に人員の効率化に取り組んでおりますが、安定供給、安全確保などの事業遂行面にも留意しながら人員計画を策定しております。

資料の左側の1ポツに記載のとおり、今回、申請の原価に織り込んだ経費対象人員は、原価算定期間平均で5,184名と前回改定と比較し113名減となっております。

これにより、資料右側の2ポツに記載の折れ線グラフのとおり、1人当たりの販売電力量は7%程度向上する見通しでございます。

その下、4ポツ、今後の主な取組を御覧ください。当社の事業を安定継続していくために、専門知識や技能、資格を有する人材が必要となりますので、中長期的な視点で新卒社員の採用、育成やキャリア採用にも取り組み、必要人員を計画的に確保していく一方、間接業務を中心とした効率化施策を進めていくこととしてございます。

なお、5ポツの効率化達成状況でございますが、前回改定で織り込んだ効率化のうち、人員削減分につきましては業務の削減と採用抑制によりまして達成をしております。

次の3ページ目、人件費の概要を御覧いただきたいと思えます。資料左側の1ポツの表に記載のとおり、今回の人件費につきましては、全体として審査要領に記載されておりますメルクマール水準に基づき算定しております。

一番下の人件費計として、今回原価は459億円程度となり、前回原価と比較して13億円程度、原価が減少しております。

資料右上2ポツ、1人当たり年間給与水準につきましても、審査要領等を踏まえたものとしてございまして、地域補正については審査要領上、地域の物価水準を踏まえるとの記載がございますので、※印の2のとおり、消費者物価地域差指数を反映してございます。

最後に、資料右下5ポツの効率化達成状況でございます。前回改定におきまして、人件費として403億円の効率化を織り込んでおりますけれども、このうち申請時に織り込んだ効率化321億円につきましては、原価算定期間である2013年度から2015年度において、役員給与の削減など記載の各項目を達成し、人員数の削減も含め、263億円の効率化を実現してございます。

その一方で、査定によりましてさらに減額となりました効率化82億円につきましては達成には至ってございません。そのため、現時点で前回改定に織り込んだ人件費の効率化は達成途上ということになるわけでございますけれども、今回申請の原価につきましては、前回改定におきます査定の内容が反映された審査要領上のメルクマール水準に基づいて算定を行うことで、前回改定時の効率化相当を織り込んでございます。

当社からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○山内座長 ありがとうございます。それでは、引き続き北陸電力の平田様にお願いいたします。

○平田オブザーバー 北陸電力の平田でございます。

資料5—2で御説明させていただきます。まず、人員計画につきましては2ページを御覧ください。リード文の1ポツ目、基本的な考え方として、人員計画及び採用計画は、電気事業の安定的な運営を行うため、今後必要となる人員数や退職者の趨勢を勘案して策定しております。

3ポツ目、当社は法改正に伴う定年退職者の再雇用者等を雑給に整理しておりますが、経費対象人員と雑給に係る人員を合わせた全体での人材活用を行っており、両者を合わせた生産性を1人当たり販売電力量で見ますと、2025年度には2020年度対比で18%向上しております。

4ポツ目、加えて経費対象人員を抑制し、人件費単価が低い雑給人員を増加させることにより、人件費全体の抑制を図っております。

最後に、下段の表に年度ごとの人員数を記載しておりますが、原価算定期間の平均経費対象人員は2,440人と2020年実績からマイナス274人、マイナス10%、それから雑給人員を合わせた全体の人員数もマイナス247人、マイナス8%程度減少しております。

続いて、人件費につきまして3ページを御覧ください。リード文2ポツ目、人件費の総額は現行原価対比で15億円増加しておりますが、現行原価の算定期間は採用抑制、あるいは退職者数の増加により、2000年以降で従業員数が最も少ないタイミングだったことや、今回申請原価においては法改正の対応に伴い雑給人員が増加していることが主な要因です。

3ポツ目、当社は総務、広報、経理等の共通業務に係る人員を当社に集中配置し、北陸送配電から業務を受託して人件費相当を受領しております。この収入は電気事業雑収益として原価に織り込んでおり、これを勘案した場合、人件費総額は現行原価対比で減少しております。

4ポツ目、社員年収は、メルクマールを起点としつつ、政府の総合経済対策等で示された賃上げの必要性も勘案して1.5%/年の賃上げを織り込みました。

また、事務局様作成資料5の13ページに記載の1人当たり生産性比較につきましては、経費対象人員には卸販売に従事する人員も含まれること、それから、卸販売収入を控除収益として原価に織り込んでいることから、卸を含む販売電力量で生産性を評価することが適切であると考えております。

説明は以上です。

○山内座長 ありがとうございます。それでは、次は中国電力の小寺様から御説明をお願いいたします。

○小寺オブザーバー 中国電力の小寺でございます。

それでは、私から弊社の人員計画及び人件費の算定概要について御説明いたします。まず、人員計画についてでございます。当社は、労働生産性の向上を目指しまして、業務の進め方を廃止、あるいは簡素化を含めて効率的なものへと見直す取組を業務リノベーションと称して全社的に推進しております。より少ない人員数で効率的に業務を遂行する体制を構築する観点から、業務の集中化、組織の統廃合などに取り組んでいるところでございます。

そうした中で、各組織が最大限の成果を上げることができるよう、全体最適、適材適所の人員配置に努めるとともに、技術、技能継承の必要性を考慮した採用計画及び採用活動の充実など、長期的な視点での人材確保にも取り組んでおります。人材確保に向けた取組につきましては、補足資料の2ページに記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

こうした取組によりまして、既に2008年から2020年の分社までの間にネットワーク会社

との合計で約1,000人、原価算定期間におきましても、必要人員数の確保を前提とした上で、在籍人員数は毎年100人程度、経費対象人員につきましても65人程度削減しながら、電力の安定供給をはじめ、様々な経営諸課題に着実に対応していく計画としております。

続きまして、次ページで人件費について御説明させていただきます。人件費につきましては、審査要領等に基づきまして算定しております。例えば、給料手当における年間給与水準につきましては、社会的に賃金引上げの機運が高まっていることは十分認識しておりますけれども、原価の算定におきましては審査要領に基づきましてメルクマールを適用しております。

一方、超過労働給与につきましては、当社は働き方改革などによる長時間労働抑制に取り組んでいるところではございますけれども、これまで人員のスリム化を進めてきた中で、社会情勢の変化を踏まえた新たな課題への対応や、原子力の稼働に向けた対応等が当面続くことから、人材派遣なども活用しながら現有の人員で対応していくという考えの下で、足元、直近実績の単価を据え置いて算定しております。

また、退職給与金における期待運用収益率につきましては、当社の年金資産配分は従来から収支の安定性を重視し、運用損益の変動を抑制する方針の下で決定しておりまして、その資産配分に基づく期待運用収益率は1.4%前後で推移していることを踏まえ、2022年4月から実際に運用している資産配分に基づく1.4%で算定しております。

なお、出向者の給料手当につきましては、電気事業の遂行に必要なかつ有効と考えるものを原価算入しております。

事務局から御指摘のありました原子力安全推進協会につきましては、団体費も原価算入しておりますけれども、出向先から戻入される人件費相当分については控除した上で、当社負担分のみを原価に算入しております。

私からは以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。それでは、続いて四国電力の宮本様、お願いいたします。

○宮本オブザーバー　　四国電力の宮本でございます。

それでは、まず当社からは前回原価における人件費効率化の達成状況から御説明いたします。資料5—4の1ページ目を御覧ください。前回原価では、採用数の抑制や年収水準の大幅な引下げなど、申請時点で織り込んだ効率化目標額97億円に、出向者人件費等の査定分の39億円を含めた効率化額、全体136億円として織り込んでおります。

その達成に向けて以降、取り組んでまいりましたが、2013年度からの年収水準の大幅な引下げの結果、若手離職者の増加などの悪影響が見えたため、安定供給の維持に必要な人材の質と量を確保していくという観点から、原価期間中に賃金を一部復元したことに加えまして、出向者の削減についても、出向先会社の業務運営に支障を来さない範囲で段階的に行うということに変更したことによりまして、前回原価期間中の効率化額が39億円未達となっております。

ただし、その後の取組を継続しておりますので、2021年度で見た場合には前回原価に織り込んだ効率化額を26億円深掘りした162億円の効率化を達成しております。

続いて、2ページ目を御覧ください。今回の申請原価における人員計画の概要でございます。当社は、これまでも事業拠点の整備や集約化など、組織や事業運営の見直しに加えて、ITツールの積極的な活用や働き方改革の推進等によりまして生産性向上を追求してまいりました。

その結果、青色の棒グラフでお示しておりますが、2021年度末における送配電との一体会社ベースにおいて従業員数が4,954人と10年前に比べて1,133人、19%の削減となっております。

また、今回原価における当社単独の人員計画においては、引き続き電力の安定供給を行える体制維持を前提としつつ、DXの推進等によるさらなる業務の効率化に取り組むことで、労働生産性の一層の向上を実現することといたしまして、当社単独の採用人数は年間70人程度の抑制を継続し、人員の効率化を進めるという計画としております。

この結果、オレンジ色の棒グラフでお示しのとおり、2025年度末の従業員数は分社後の2020年度末と比べて316人、13%の削減という計画としております。

続きまして、3ページ目、人件費の算定概要でございます。経費対象人員としては、組織・業務運営体制のスリム化や徹底した効率化、生産性の向上などに取り組むことによりまして、前回原価と比べて632人、21%の減少となっております。

また、前回改定以降、継続的に実施しております賃金水準の引下げや福利厚生制度の見直しなどに加えて、料金審査要領で定められているメルクマール水準などを反映した結果、人件費合計では前回原価と比べて29億円の減少となっております。

費目ごとの内訳とか前回原価との比較、効率化の織り込み内容については表に記載のとおりでございますので、御確認いただければと思います。

なお、表の中の差異で一番上の役員給与のみプラスとなっておりますが、これは前回の

一体会社の役員数をそれぞれの従業員数で約半々に案分して比較しているということから、現実の役員の配置との乖離が生じたことによりまして、比較上プラスになっているものと考えてございます。

当社からは以上であります。

○山内座長 ありがとうございます。それでは、最後になりますが、沖縄電力の糸数様をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○糸数オブザーバー 沖縄電力の糸数でございます。

それでは、私から人員計画及び人件費について御説明させていただきます。資料5—5を御覧ください。人員計画につきましては、エネルギーの安定供給、カーボンニュートラル、お客様ニーズへの対応等への取組に必要な人員を確保するとともに、業務運営の効率化を織り込み総要員数の増加抑制に努めた計画としておりまして、今回の計画では発販部門における2025年度の人員数は、2019年度と比較して49人減少、約6%減少する計画としております。

先ほど事務局から御説明がありましたとおり、人員計画の審査では1人当たり販売電力量が労働生産性水準比較の指標の1つとして用いられます。沖縄地域の需要構成につきましては、民生用が8割を超えておりまして、1口当たりの販売電力量は9社平均と比較して少ないといった特徴がございます。加えまして、独立系統であるということなどによりまして、卸を含めた販売電力量が相対的に低くなるという特徴がございます。

なお、今後の事業運営の体制につきましては、安定供給に必要な人員を確保しつつ、今後も継続的に業務の集中化、委託化、さらには組織・事業所の統廃合に取り組んでまいります。

次のページをお願いいたします。続きまして、人件費について御説明いたします。人件費につきましては、役員給与、給料手当、厚生費をメルクマール水準まで引き下げたことや雑給人員の抑制、退職給与金における資産運用の見直しなどを反映したことによりまして、現行原価と比較して約21億円の減額、マイナス24%の減少となっております。

なお、給料手当につきましては、新しい資本主義実現会議及び物価・賃金・生活総合対策本部等において賃上げに関する政府の要請が行われていることや、各関係機関からも賃上げに関するコメントが出ている状況を踏まえまして、消費者物価の上昇等に対応した賃上げが実施されるものと想定いたしまして、メルクマールの年3%上昇を反映してございます。

当社からの説明は以上となります。

○山内座長　　ありがとうございました。これで事業者様からの御説明は終わりなのですが、先ほど資料5の20ページのところで、消費者庁の関係で人員計画・人件費に関しては、消費者担当大臣から公共料金が改定される際に企業の賃上げが適正に見込まれるかどうかについても十分に検証する旨、表明されているということでもあります。

それで、この点について消費者庁の檜橋参事官から御説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

○檜橋オブザーバー　　消費者庁の檜橋でございます。御発言の機会を頂きましてありがとうございます。

ただいま山内座長からお話ございましたように、昨年8月に河野消費者担当大臣が公共料金改定に当たっての観点といたしまして、政府全体として掲げている成長と分配の好循環の実現に寄与するために、賃上げが適正に見込まれているかどうかについても十分に検証していくということを表明いたしました。足元の原油価格でありますとか物価の高騰などの現状に鑑みれば、公共料金の改定に当たっては、より一層、丁寧な検討が必要となつてございます。

政府として取りまとめた総合緊急対策等において、直面する物価高騰による影響を緩和するための対応を緊急かつ機動的に実施していくということに併せて価格転嫁を円滑に進めつつ、賃上げをしっかりと実現していくことが重要というようにされております。

これらを踏まえまして、消費者庁としても公共料金の改定が消費者に過度な負担とならないことを確保していくことと併せまして、成長と分配の好循環に寄与するためにも公共料金改定に当たって賃上げが適正に見込まれているかどうかを検証することといたしまして、20ページで御紹介いただいておりますように、昨年8月19日に関係省庁に対して、消費者庁が所管省庁から協議を受けた際に確認する主なチェックポイントということと通知をさせていただいたところでございます。

公共料金の改定に当たりましては、消費者基本法第16条第2項に、国は認可等の措置を講ずるに当たり、消費者に与える影響を十分に考慮するよう努めることとされてございます。消費者基本計画において、この趣旨を踏まえて消費者に与える影響を十分に考慮して、決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保に向けた課題を検討し実施することと定められているところでございます。

消費者庁におきましては、公共料金の所管省庁から協議を受けるに当たって、消費者基

本計画に基づいて、各所管省庁におけるこれら3つの観点からの取組について検証をさせていただきます。

この中の料金の適正性の確保という3番目の検証の中で、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えていないかなどに併せて、賃上げが適正に見込まれているかについて、所管省庁の考えを聞かせていただくこととなります。今般の電気料金の改定に当たっても同様に検証させていただくこととなりますので、踏まえまして御対応いただければと存じます。

なお、コスト削減、あるいはコスト効率化を求める一方で賃上げを見込むことは矛盾しているのではないかと指摘があるところでございますけれども、適正に経営をして経営努力をしっかりとさせていただくということをお大前提として適正に価格転嫁を行うこと、あるいは働いている人たちの賃金についても適正に見込むことに努めていただくことが大事だと考えてございます。料金の適正性の確保の観点から適切に対応いただければと存じますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○山内座長 ありがとうございます。ということで、こういった観点から我々もこれを見ていく必要があるということだと思ひます。

それでは、事務局、事業者様、今、消費者庁からも観点を指摘いただきましたので、こういったところを踏まえまして、皆様の御意見、御質問等、御発言いただきたいと思ひます。Teamsの挙手機能で発言の意思表示をお願いしたいと思ひます。どなたかいらっしゃいますでしょうか。安念委員、どうぞ御発言ください。

○安念委員 どうもありがとうございます。結論めいた考えであるわけでは全然ないので、ほかの先生方の御意見を承りたいという趣旨で申し上げることなのですが、まずは事務局資料の10ページの人員計画で、4つ目のポツでグルーピングしてはどうかという考えがあつて、なるほどと思ひました。ただ、グルーピングは結構難しく、一番簡単なグルーピングはもちろん中3社とそれ以外ということになるのですけれども、今回、中3社はどれも申請者ではないので、これをやってもしようがない。ただ、固有名詞を出すのはかえって失礼かもしれませんが、沖電だけを取り出すのがいいという趣旨で申し上げているわけではないのだけれども、例えばの話、沖電さんを取れば、ざっくり言って他の9社に比べて1割という規模感だと思ひます。同じ商売の場合、例えば売上げが10分の1だと人間の頭数も1割で済むかというとなんなことはない、少なくとも沖電さんの場合は

ほかと一緒に並べて考えるのはどうかと思うし、そのことは電気事業法令の体系の中でも特別な扱いがされておりますので、ここは考えなければいけないのかなと思って伺っておりました。いずれにいたしましても、先ほど申しましたように結論めいた考え方があるわけではありませので、御教示をいただければと思います。

それと、26ページ、27ページのどの時点でのどの数字を取るかということなのですが、これは決めの問題で、これが絶対正しいというものはないのですけれども、これはそろえるしかないし、恣意性を排除しなければいけないので、ベストだとは言いませんが、やはり事務局が御提案のように直近の調査を取るというのが26ページ、27ページについてはよろしいのではないかと思います。

それから、賃上げですが、これは大変悩ましい問題だと思います。ただ、何回も言っている話ですけれども、4ページの審査要領の規定ぶりを見てみますと、給料手当の水準については、各社が実際にどれだけ払ったかは関係なしに、いろいろなベンチマークというのかりファレンスというのか、そういう統計数字で自動的に、機械的に決まるもののような感じが何となくしているのですが、決してそのようには書かれていないわけですし、第2章第2節1ポツの(4)で、例えば何とかと比較しつつ査定を行うとか、参考に判断するという文言になっておまして、賃上げ部分を反映したからといって、必ず審査要領に背反するというものではないように思います。

では、どれだけ反映していいのかということですが、事業者さんに直接伺うのがいいのかどうか分からないのですけれども、北陸、沖縄の2社以外の各社さんも実際には賃上げをしたのだが、審査要領上、認めてもらうのは難しいのではないかと断念したという趣旨なのか、それとも、そもそも賃上げをなさらなかったという意味なのか、その点は事務局から御確認いただければよいかなと思いました。

以上です。

○山内座長　ありがとうございます。次に、華表委員、どうぞ御発言ください。

○華表委員　華表です。まず、資料5の10ページの人員計画の論点についてですけれども、1人当たりの生産性の比較においては、分社化された事業者と分社化されていない事業者を同じ総人員数で比較するのはおかしいと思いますので、そう考えると、お示しいただいている中で言えば8社平均との比較が相対的にいいということになると思いますが、それにおいても発電事業の規模と小売事業の規模はそれぞれまちまちになっているということは考えられますので、例えば今後、仮に東電さんですとか中電さんが値上げ申請をし

た場合に同様の比較ができなくなるということを考えると、本当は小売の人数だけに絞って小売売上高などと比較するなどといった形で、部門ごとの比較をするほうが正攻法になるかなと考えているところです。

加えて、10ページの5点目に書かれている再雇用の従業員については、恐らく再雇用の従業員も基本的に正社員と同様に勤務していると考えられるところですので、基本的に人員数としては含めたほうが良いと思います。

一方、勘案する余地があるかもしれないのが、再雇用の従業員は給料が相対的に低い可能性もありますので、一定の掛け値をかけるというようなことは、もしかして考え得るのかもしれないと思いました。

19ページの人件費に係る主な論点については、まず雑給については、先ほどの再雇用の話と同じだと思いますので、雑給も勘案して給与水準を確認することが妥当だと考えています。

エスカレーションについては、安念先生も御指摘のとおり悩ましいところだと思うのですが、これまで料金制度専門会合でも何回か論点として出てきたとおり、数年前とはエスカレーションに関連しては環境が大分変わっているということもありますし、消費者庁さんのチェックポイントとして挙げられているということも踏まえると、一定程度のエスカレーションは見込まざるを得ないのではないかと考えているところです。

最後に、26ページの賃構調査の参照年の違いについては、確かにコロナ禍というのは特殊な環境であったということはあるつつも、では、どういうことがあったら別の年を参照していいのだというところの説明性が難しくなってきますので、分かりやすさとしては令和3年調査を参照するのが適切なのかなと考えています。

青いところが579と610で、赤いところが599と593と考えると、この平均を取れば、どちらにしてもそんなには変わらないのかなということもありますので、分かりやすさを優先すると、令和3年を参照するほうが良いのではないかと考えています。

私からは以上です。

○山内座長　ありがとうございます。続いて、圓尾委員、どうぞ御発言ください。

○圓尾委員　圓尾です。まず、10ページのところです。私は結論から言ってグルーピングは必要ないと思っています。確かに事業規模によってスケールメリットが発生するのはそのとおりだと思いますが、別に昭和26年に9電力体制が始まって以来、9電力体制を維持しろと電気事業法に書いてあるわけではなく、基本的には経営判断で維持されているの

だと思いますし、スケールメリットが本当にクリティカルな問題であれば、合併などを考えればいいことなので、ここは事業者の判断として小さい規模にとどまっていることを尊重して横比較をすべきと思います。

10ページの最後の再雇用の問題は、足元、国内でかなり出てきていると思いますし、ここが今までの比較でははみ出てしまう点だと思いますので、まさに北陸電力さんなどから御説明があったように、雑給のところも含めた効率性を判断していくことが必要なのだと思います。

13ページは、確かに発電のところ、東京、中部が抜けているから10社平均だったらおかしな値になるのですが、これにJ E R Aの人数を足して同じグラフは作れないのでしょうか。つまり、東京と中部の発電部門がJ E R Aという形で抜けていて、その分の人数が少ないということなので、J E R Aの人数を足し合わせて10社平均を出せば、参考になる値が出るのではないのでしょうか、という単純な疑問です。

20ページの消費者庁さんの「適正に見込まれているか」という表現ですが、適正にというのは、消費者庁さんは何でジャッジされるのでしょうか。何をベンチマークに適正かどうかを考えていらっしゃるのか、お聞かせいただけたらありがたいです。

21ページの役員の問題です。ちょっと気になるのは社外役員のところでして、これは電力業界に限らず、社内の取締役数が減って、社外取が増えて、また数だけでなく社外取の役割がどんどん増えているのが一般的に言える傾向だと思います。その中で、昔の言わば数合わせのような社外取ではなくて、取締役会の議長をやったりだとか、非常に重い責任を負っている社外取が電力業界以外を見ると増えてきているのは確かだと思います。ですから、社内と社外の役割分担が変わってきたときに、今までと同じように一律1人800万という査定でいいのかというのは少し疑問に思うところです。ここは各社ごとの考え方や役割をどのように整理されているのかをきちっと聞くべきではないかと思いました。

26ページは、私も恣意性を排除するという意味で直近の値を取るのが妥当かなと思っています。

北陸電力さんに1点質問というか御説明いただけたらと思うのが、前回の2008年の原価と比べたときに増加しているのが、2000年以降で従業員数が最も少ないタイミングであったからということなのですけれども、これだけの説明だと、であるならば一番少ないところずっと頑張っていくことはできなかったのでしょうかとも思ってしまう。察するに、すごく少なくなったタイミングは、いる従業員にすごく負担がかかって、今のような

労働基準法の基準で言えば法律違反になるような残業が発生していて、人を増やすことで対応せざるを得なかったとか、従業員をこの時期から増やしたことに對して何かしら理由があったと思うのですが、それを少し説明いただけないでしょうか。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。個別の方に対する質問が出ましたけれども、後でまとめて御回答いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、北本委員、どうぞ御発言ください。

○北本委員 まず、私からの質問に對して、各事業者の方、御回答いただきましてありがとうございます。

人員についてです。資料を見ますと営業所統合、部門統合、DX化等によって効率化を図り、さらに退職者よりも少ない採用抑制をしながら人を削減していくということです。

一方で、再雇用の増加や派遣の増加、年齢構成も見ますと40代以下の方が少なくなっているというような状況が見てとれます。ですので、原価算定期間において人員の採用を抑制されるというのは、今の足元でやむを得ない判断だったのかもしれませんが、長期的に考えて費用対効果の高い施策を引き続き御検討いただきたいと思います。

特に人員計画のアプローチについては、中国電力から出されている参考資料のページ2のアプローチは非常に課題が整理されて分かりやすいと思いました。このアプローチに向けての施策のための経費等も必要だと思いますので、そういったこともより効果的に入れていっていただきたいと思っています。

まず、人員に関する査定においては、1人当たりの生産性は事務局作成ですが、先ほど華表委員のコメントと同じく、発電側と販売側の人員配置は違う方法が必要なのだろうと思っています。については販売側の人員の生産性をまず見る方法が各社の経営効率が分かりやすいのではないかと思います。

一方で、発電側のほうは安定供給が前提ですので、1か所において必要な人数はある程度、固定的に必要だと思います。その上で各社比較をしてみる。もし拠点が分かっていたとしても、集中化により効率化が図られていることが見てとれるのであれば、より査定しやすいと思っています。

次に、人件費について。先ほどの年齢構成で40代以下が少ないところを中途採用、またはリスクリングによって人を充実させていく計画と資料から判断しました。人口減少の中で必要人員の確保というのは相当大変だろうと思っています。1人当たりの人件費

を考えていくに当たっては、まずボトムアップで、基準に基づいて、事務局が出した資料のとおりきちんと計算して、ルールを統一してやっていくことは必要だと思います。

一方で、労働市場から必要な人材を確保していかなければいけないときにどうやって対処していくか。北陸電力の参考資料3-2のページ2で、独自に規模別の電力量当たりの人件費を比較されています。こういったアプローチも計算の正確性の判断に加えて各社比較することは、ある意味、有用ではないかと感じています。これは最終的な料金に対する費用の有用性として、過去との比較のみならず、市場を勘案するもの。先ほどの四国電力の説明にもあったように、賃金を下げたことによって離職が出てしまって少し補正が必要な状況。グラフはページ20です。

最後に、出向者の扱いについて、各社、経営の違いによって、どういった業務を外に出されているかによってやり方が違うのですけれども、業務内容は各社、人数を比較する際にはそろえて比較しないと分かりにくくなりますので、人数については多少調整して事務局側で判断できるような資料をお願いできればと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。それでは、松村委員、どうぞ御発言ください。

○松村委員 松村です。発言します。まず、グルーピングですが、私、ちょっと勘違いしていたみたいなのですけれども、今回申請された5社のグルーピングのことを言っているのでしょうか。私は10社のことを言っているのかと思っていました。つまり、今回申請を出していない会社も含めて、いろいろ比較をするときのグルーピングの話をしているのかと思っていました。もし私が誤解していたら事務局から後で指摘してください。

その上で、10社ということを考えるのであれば、事務局が繰り返し提示してくださっているとおり、分社化した会社は扱いが難しいので、分社化していない8社と比べる。これもある種のグルーピングだと思うのですが、していない会社という格好でまとめるということだと思うのですが、それは1つの合理的な考え方だと思いますので、その指標を見るのはよいやり方だと思います。

ただ、考えていただきたいのは、もしそのやり方を本当に正式に導入するのだとすると、今度、分社化した会社が申請を出したときには対象会社が2社になる。そのときにどういう比較をするのかという大きな問題が出てくると思います。その点について、今は場当たりにこうしているのだけれども、今度そうでない会社の申請が出てきたら慌てるなどということがないように、ちゃんと今から考えておく必要があると思いました。

さらに、それ以外のやり方で、例えば沖縄電力だけ規模が小さいからグループを分けるべきだといったら、沖縄電力は単独で見るということになり、比較対象がないことになってしまう。何のためのグルーピングだということになるのだろうと思います。そもそも規模が小さくなれば小さくなった影響で、規模が10分の1になればコストが10分の1になるわけではないということは、いろいろなところでちゃんと考えられている。

例えば、役員の数を見たときに、規模が半分になる、規模が4分の1になれば、役員の数が半分になる、4分の1になるという発想は今回もしていないと思いますし、今までの査定だってそんな発想はしていなかったと思います。完全にケース・バイ・ケースだと思います。指標を取ったときに、その指標が悪いからというので、あまりにも安直に効率性が低いと判断し査定してしまうことがないように慎重に見ることは重要だと思います。しかしグルーピングが本当に必要なのかについては、私も圓尾委員と同様に少し疑問に思っています。

次に、賃金に関してずっと議論になっていますが、私、事務局から提案されたものが全て合理的だと思いますので、支持します。

消費者庁からこのような要請があるからという点に対して、だから賃上げを織り込むのを認めるというのは、私は反対です。まずエスカレーションは認めないと明確に定めたはずです。例えば、参照賃金でエスカレーションしたとすると、参照賃金がよい循環を持って上がり、それによって電力会社の賃金も適正な原価も上がるなら、それは望ましいことなのだと思います。エスカレーションで織り込むのは、まさに上がったものに対応して上げるもの。

そうすると、例えば3%上がると見込んで賃金を織り込むというのは、3%上がってほしいし、希望的観測としてはそうなのだけれども、実際に上がろうが、上がるまいが、3%分原価を上げて織り込んでしまうというのが上げて織り込むというものであり、エスカレーションよりも、ある意味でひどいことをしている。エスカレーションを否定したのにもかかわらず、そんなものを認めるなんて、私はどうかしているとまず思います。

次に、今まで参照賃金が大昔ならびっくりするほど下がるなどということが起こってきた、傾向的に下がるなどということがあったとき、それは望ましくはなかったのだろうけれども、名目賃金下がっているときに、それでも実際申請した原価はその後、何年も使うつもりであるのにもかかわらず、将来下がるのだろうからという効果を織り込んでいない。にもかかわらず、上がる局面だけ入れるというのは、ちゃんとした制度設計の議論を

した後で、エスカレーションをちゃんと入れるということを議論した後で入れるべきなのではないか。そういう制度的な議論をする時間がない中で、今までのルールで行う申請でそれを織り込んでしまうというのは、とてもよくないと思います。少なくともエスカレーションを認めないと整理した精神に著しく反することはすべきでない。あるいは、今までの行動からして著しい非対称性があるのは認めてはいけないのではないかと思います。

さらに、料金に関しては、一応、建前としては値下げ届出制なので、仮に参照賃金が下がることがあったとしても、それを反映したものを出し直さない自由はあり、実際出し直すようなことは今までもしていない。一方で参照賃金が上がり、本来なら原価に織り込める部分が上がったということがあったとすると、再度、値上げ申請は出すことができる制度になっているということは十分頭に入れていただきたい。本当に賃金水準がびっくりするほど上がる、参照賃金がびっくりするほど上がり、実際に賃金もそれに合わせて上げざるを得ない状況になったのであれば、値上げ改定は制度上もう一回出せるのに、値下げのほうはそのまま反映させない自由もある。そういう非対称性があることは十分認識した上で考えるべきだと思います。

その上で、今回、事務局が提案したような非常にマイルドな値での織り込みならともかくとして、それを超えるものを安直にやっちはいけないのではないかと思います。それであれば、消費者庁が示したものに反するというのであれば、消費者庁との協議が最終的にあるはずで、賃上げを織り込んでいないのはけしからぬと言われて、消費者庁が料金を上げろと言ったからその分上げましたということであれば、原価、人員だとか賃金だとかというのは全部明らかにした上で料金ができているので、実際に1.5%なり3%なり上げるとすれば、原価がどれぐらい上がるのかということはすぐ計算できると思いますので、それは消費者庁からの要請によって上げたとするのが正しいのではないか。そうでなければ、消費者庁に忖度して、こちらが今までの整理を逸脱しているようにも見えることをやったことになりかねない。

消費者庁のほうで、いや、そうではない、効率化のほうがむしろ甘いということがあり、効率化のほうで甘いという部分と賃上げの部分がいてこいだということだとすれば、実際には電力会社は原価に入れられた賃金しか払ってはいけないというルールは全くなく、したがって、原価を超える賃金を払うということは当然に可能です。今までだって実際にそういうことはあった。原価に織り込まれたよりも、より大きな役員報酬を払ったということはあったはずだし、賃金を払ったということもあったはず。さらに、これは制度とし

て実際に今回の原価に織り込まれている以上、あるいは査定された以上に原価を削減して、その余資が出てきた部分で賃上げをすることについては全く何の規制もないことだし、あるいは自由化部門での収益性を高めて、その結果として賃金を上げることにしても全く何の規制もないということも同時に頭にちゃんと入れておかなければいけないと思います。

それを付度して、それで3%なり賃金の上昇を織り込んでしまうことは、今までのやり方を変える、ルールに明確に違反するとは言わないのだけれども、例えばエスカレーションを認めないと明確に定めたということの精神に著しく反すると思いますので、私はそのようなやり方に反対です。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。梶川委員、どうぞ御発言ください。

○梶川委員 よろしく願いいたします。私も皆さん、先生が言われたことと重複する部分なのですが、まずグルーピングのお話なのですが、サービスラインが違われる、ビジネスモデルが違うものは、やはりどう考えてもきちっと分けて整理をしたほうがいいと思います。やはり小売会社、卸売と製造部門とを併せたところで、どれだけ付加価値に対しての指標になるのかということはどうもございまして、ちょっと手間ですが、そこはとにかく一番整理をしながら指標を考えていったほうがいいかなという気はいたします。

続いて、事業の規模感でございましてけれども、安念先生が言われた例外的なものはまたどう考えるかなのですが、全般的に言えば、事業規模でグルーピングするというのは、どういうグループになるかというのは難しいので、規模でグルーピングというのはちょっと難しいのではないかと。これはそれぞれの特性がございまして、やはり一般的には指標として考えた場合には、全般を通して考えていくということになるのではないかと思います。

あと、雇用形態の話は、今、再雇用も含め、また契約社員であるとか、付加価値の非常に高い労働者、専門性の高い方を、ある特定の雇用条件で雇われるとかということがございまして、これは各社のポリシーを明確にした上で何らか個別的な把握を、査定の中では手間がかかるのですが、非常に重要なテーマだとは思っていますので、考えていただくといいということもあり得るのではないかと。思います。

それから、エスカレーションの話は私も本当に難しい、先ほど消費者庁のお話をお聞きしていて、こういうパブリックなサービスの規制の料金の中で、両者がどのように成り立つのか。自由市場であればプライシングを上げて、かつ賃金も上げて、かつ生産性というか、付加価値で消費者も損をしないというお話になれるのですが、ここは私にもわ

かにはここで申し上げづらいというか、今考えているところなのですが、少なくとも査定
の要件の中の単価の部分と、重複するのですけれども、生産性の部分と少し明確に整理す
る形を取り入れられないかなという気はいたします。

単価の部分に対してのアナウンスメント効果というのも当然政策目標の中にございます。
人件費の単価自身は。ただ、生産性の向上を反映する単価にしましょうというのが本来の
政策目標なのかなという気がしますと、1人当たりのいろいろな稼働であったり、人材確
保の中でも継続的かつ持続可能で考える場合には、こういう事業といえども、高い生産性
に基づいて、高い給料を払って人材を確保するという以外は、企業の永続性のある活
動はしにくいと思うので、そういった意味では安全なども含めてですけれども、どれだけ
効率的なサービス水準をより効果的、効率的にできるかということのテーマを整理してい
ただきながら、単価的には当然そういうことになる今と今の賃上げみたいなことも、さっき
消費者庁が言われたような話としては考慮する余地もあるのではないかな。ただ、本当に
1%、2%というような自由化などの生産性向上と含めて比較していただければどうかな
という気はいたします。

あと、26ページの話は、皆さんおっしゃられていたように、私も直近の比率でないとし
ょっと、特にこういう話は統一せざるを得ないとすると、そうでないほうに合わせるのは
なかなか難しいかなというような気はいたします。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。まだあろうかと思うのですけれども、実はもう
一つ議題がありまして、時間的にちょっと難しいので、取りあえずこの点について、御意
見は以上とさせていただいて、事務局のコメントと幾つか質問が出ましたので、できる限
り簡単にコメントしていただいて。大体について、どのようにすればいいかという御意見
だったので、斟酌していただいて、質問を中心にコメントを頂ければと思います。事務局
から何かありますか。

○池田取引監視課長 グルーピングについては10社の中でグルーピングすることを想定
していましたが、様々な御意見が出ましたので、そこを踏まえてしっかり考えていきたく
と思います。

また、賃金の扱いについても、今頂いた点をしっかり整理していきたくと思います。

○山内座長 分かりました。ありがとうございます。消費者庁から何かありますか。
檜橋さん。

○檜橋オブザーバー 消費者庁でございます。

まず、消費者庁として何か適正についてのベンチマークがあるのかということについては、様々な公共料金がある中で、いろいろな状況を考えると、一律にベンチマークを設定するということはいたしておりません。それぞれ公共料金を所管する所管省庁の考え方を聞かせていただくということになりますので、御議論いただければと思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○山内座長 ありがとうございます。北陸電力のほうに御質問がありました。北電さん、どうぞ。

○平田オブザーバー 北陸電力でございます。

圓尾委員の御質問に関して、まず参考資料3-1の5ページ目を出していただきたいのですけれども、こちらのグラフが2000年からオレンジ色の折れ線グラフが退職者数、それから青色の棒グラフが採用数を示しております。2003年、2004年、2005年辺りが一番へこんでおりまして、現行原価が2008年、原価算定期間は2007年下期と2008年上期になっています。要するに2000年ぐらいから2007年度にかけて退職者数を大幅に下回る採用ということで、この結果として、今度3ページ目を見ていただきたいのですけれども、棒グラフが当社の経費対象人員プラス雑給人員ということで、先ほど言いました2007年から2008年にかけてが現行原価の算定期間でございますが、この時期が従業員数が一番減少しているポイントとなります。

あちこち行って恐縮なのですが、11ページ目を御覧ください。34歳から40歳ぐらいのところが大きく減少しておりますが、これが先ほど言いました退職者を大きく下回る採用に抑えていたということでございます。

圓尾委員の御質問に対しては、当社として結果的に人員抑制が行き過ぎていたということで、いろいろな弊害が出まして、例えば従業員の疲弊感なり繁忙感が非常に強いといったような問題とか、それから、人員構成に示されますように、一定年度たったときに役職者の数が足りなくなるといったようなことが予見されましたので、採用につきましては2009年ぐらいから増やしていった状況を是正したというのが実態でございます。

説明は以上です。

○山内座長 ありがとうございます。まだ議論いろいろあるかと思うのですけれども、時間の関係もございまして、あとは事務局と、あるいは事業者さんについて事務局からお問合せいただくというような形にしたいと思います。

4番目の議事、燃料費について議論したいと思います。まずは事務局から御説明いただいて、先ほどと同じように事業者さんから資料説明を頂きます。資料6について御説明をお願いいたします。

○東取引制度企画室長 事務局の東でございます。なるべくかいつまんで御説明したいと思います。

2ページ目ですが、まず御議論いただきたい点ということで、本日の資料では申請概要と事務局としての主な論点をお示ししていますが、これに加えて、今後検討を深めていくべき論点を御議論いただければということを考えてございます。

3ページ目です。料金規則と審査要領をお示ししています。基本的に燃料費というのは数量と単価を掛けて出すということと、審査要領を見ていただきますと、契約が満了するものについて特に効率化を反映するなど、なるべく効率化努力を評価するということになっております。

4ページ目です。燃料費の申請概要となっております。そもそも費目としては火力燃料費、内訳としては石炭、ガス、石油と、核燃料費、新エネ等燃料費というものに分かれてございます。各社の構成を見ていただきますと、金額ベースで億円単位ですが、ほとんど火力燃料費。とりわけ今回申請の5社について言うと、石炭の割合が大きい会社が多いのが全体の特徴ということになってございます。

5ページ目は、それを図示したものですので、割愛させていただきます。

6ページ目が、燃料費の現行原価との変化がどれぐらいあるのかということで、貿易統計ベースの数字をお示しさせていただいています。こちらを見ていただきますと、足元、石炭価格が現行の原価に比べると最も高くなっているということ、それから、会社によって影響のばらつきはありますが、為替も2割から5、6割程度上がっているというような形になってございます。

次ページ以降、各燃料の申請概要と論点についてお示ししています。

まず、石炭でございます。7ページ目、石炭の調達数量をお示ししています。

8、9ページ目をセットで御覧いただければと思いますが、申請単価、石炭の単価をどのように織り込んでいるかをお示ししています。一番上に各社のトン当たりの調達単価をお示ししています。その下に各社の考え方をまとめたものを書いてございます。調達国別にどれぐらいの数量を取ってきて、そこを平均幾らで買ってきているというのが基本的な考え方になっております。例えば、オーストラリアから何トン買ってきて、その平均価格

が幾らといったものを国別に掛けて足し上げていくという形で各社数字を積み上げているというものでございます。

そうした中で、まず何を調達単価として使うかというのがベースと書いてあるところに書いてあるものですが、中国電力においては全日本の平均、通関貿易統計の価格と自社調達のうちの小さいものを取ると。国別に見て平均より下回っているものは下回っている価格を織り込んでいます。一方で、ほかの4社については純粋に平均価格を織り込んでいますという形になっております。

それから、各国からどれだけの数量を取ってくるかについても、自社の実績ベースで織り込んでいる会社と全日本の平均を使っている会社があるということでございます。

加えて、調達国費率に関して言うと、自社実績としている3社については、ロシアから調達している石炭について、今後代替していかないといけない。G7の取決めの中でもロシア炭の輸入からフェードアウトしていくということは言われていまして、そうした中で、昨今の情勢を踏まえて切り替えていく際に、どこから取ってくるかというのが会社ごとに考え方が異なっているということでもあります。

その下の段ですが、品位による違いということで、一口に石炭といいましても、熱量の高い石炭、あるいは熱量の低い石炭がございまして、一般に瀝青炭と言われるもののほうが熱量が高い、価格も平均的には高い。亜瀝青炭のほうが熱量が低く、価格も一般的には低いということで、こうしたものの差異を会社ごとに織り込んでいる会社と織り込んでいない会社があると。

具体的には、東北電力の場合には、インドネシア産について瀝青炭の割合が多いので、その分、若干単価が上がる方向に織り込んでいると。北陸電力については、各社平均よりも発熱量の高い石炭を購入しているので、その分、価格が高くなっている分を補正して積んでいると。逆に沖縄電力については、亜瀝青炭、比較的低位、価格の低いものをたくさん調達しているので、その分、単価としては下がる方向に補正を入れているということでもあります。

最後の段ですが、北陸電力については、南半球から石炭は買ってくるのが多いということで、日本海側にある港まで持ってくるのに航海日数が余計にかかるということで、その分、調達費用を少し上積みするという補正をしているということでございます。

10ページ目ですが、御参考までに今の基準になっている、各社とも7月から9月の数字を織り込んでいるわけですが、7月から9月における石炭の輸入国とその平均価格を一覧

で書いております。ちょっと数字がごちゃごちゃしていますが、量としては上から順に多いと。オーストラリア、インドネシア、ロシアとなっていて、括弧書きの中の左側が亜細亜炭、右側が亜細亜炭を含む、より低品位の石炭の平均価格ということになっております。国別にどこから買ってくるか、あるいは石炭の品位がどれぐらいのインパクトがあるのかというものを御参考までに御覧いただければと思います。

その上で、11ページ目と12ページ目に論点を書かせていただいています。数量についてですけれども、各燃料共通ですが、まず、メリットオーダーが徹底されているかということ。いわゆる発電単価の安いものからきちんと動いているか、高いものの稼働抑制、あるいは逆に安いものが目いっぱい使えるようになっているかということところです。こういったところが論点ではないかと考えてございます。

単価につきましては、先ほど申し上げた各社の織り込みに沿ってですけれども、まず調達国別の単価について効率化努力をどう織り込んでいるか。他の電気事業者等の取組状況を踏まえた効率化努力を求めるべきではないかということ。

調達国比率についても、どのように効率化を織り込んでいるか。ロシア炭の代替について、代替調達先、調達単価の想定は合理的か。

次のページですが、品位と航海日数についてもそれぞれ考え方が合理的かといったところを論点として書かせていただいております。

14ページ目ですが、御参考までに過去の査定方針をお示ししています。これは平成26年の中部電力の査定を行ったときの査定方針の抜粋ですが、このときの考え方は輸入国別に自社の購入実績、または全日本通関価格のいずれか安い価格を原価として織り込むという考え方を取ってしまっていて、今回でいいますと中国電力の織り込みの考え方を取っているということ。これが過去の査定方針でございます。

加えて、次の15ページ目です。これは平成27年に関西電力が2度目の値上げ申請を行った際の査定方針でございまして、ここでは2回目、再値上げ申請であって、もう一段のコスト削減努力を求めることとするとした上で、いわゆるトップランナー価格を原価織り込みと。他社の調達単価の中で、最も低価格なものを取るという考え方を採用してございます。

以上が石炭でして、16ページ目以降はLNGについてであります。

16ページ目は、LNGの調達数量ということで、各社の調達数量を3類型に分けて書いてございます。濃い青が中長期の契約で既に価格もフォーミュラがフィックスされている

ものでございます。薄い青が原価算定期間内にその改定予定があるもの、価格が変わり得るものということでありまして、オレンジの部分がスポット調達という形で分けて記載してございます。

後ほど出てきますが、過去の査定に際しては、こうした契約の体系に応じてそれぞれ査定の考え方を分けて考えていたので、今回もそういった形で、ここでは数量をお示しさせていただきます。

17ページ目です。こちら各社の価格の織り込み方と単価をお示ししております。大きな考え方として四国電力は、類型に分けてということではなくて、スポット、中長期の契約を分けずに、全日本通関価格を使うという考え方を取ってございまして、それ以外の会社についてはそれぞれの類型に即した、ちょっと該当がないところもあるので、必ずしもあれなのですけれども、一番典型的には東北電力のような形がある意味、過去の査定方針の考え方に近いような織り込み方をしているということでございます。

18ページ目は、今のページを文字にしているものですので割愛させていただきます。

19ページ目は、御参考までに昨年7～9月のLNGの国別の輸入量と輸入価格をお示ししています。オーストラリア、マレーシア、ロシアという順に輸入量は多いと。実際には、こちらはプロジェクトごとに価格が異なるので、国別に見るというよりは御参考までにと、このように御理解いただければと思います。

20ページ、21ページ目で論点を書いてございます。量につきましては先ほどと同じメリットオーダーが徹底されているかという点、単価につきましては先ほど申し上げたように、過去と同様に3類型に分けて考えるということでもいいかという点。

21ページ目ですが、仮にそう考えるとして、合意済みのものについては契約に従って計上しているかということ。これから価格改定が行われるものについては、効率化努力を求め余地があるのではないかということ。

スポットについては、大分価格も違うので、スポットはスポットで単価を考えていくと。そのときに全日本の着ベースで考えるか、JKMと呼ばれているような市場価格を取るかということで、会社によって考え方が違うわけですが、この辺をどう考えるかということを書いています。

22ページ目に、過去の査定方針を御参考までにつけてございまして、文字が小さいですが、価格改定がなされるプロジェクトについては、トップランナー価格を原価織り込みとするという査定を過去には行っております。

23ページ目、次は石油についてでございます。石油の調達量について各社示しております。沖縄については調達量がないということでもあります。

24ページ目をお願いします。各調達単価については、大きく分けると国産と輸入とございまして、東北電力だけ輸入について輸入価格を織り込んでいると。他社につきましては、国産重油について、いわゆるチャンピオン交渉と言われる大手元売と大手の需要家の間で決まる価格を各社織り込んでいるということでございます。

下の価格を見ていただきますと、硫黄の含有率の違いで価格の差異が出ているということでございます。

25ページ目をお願いします。石油についても基本的な論点は同じでして、数量についてはメリットオーダーの確認、単価につきましてもどういった効率化努力を織り込んでいるかということでございます。

28ページ目をお願いします。最後に、核燃料費と新エネ等というところですが、核燃料につきましては、原子力発電の運転計画に従って、燃焼度合いに応じて減損価格を計上するというようになっております。

次をお願いします。新エネ等燃料費というのは東北電力だけが対象費用がありますが、地熱発電所で調達する蒸気の費用を計上しているというものでございます。

次のページをお願いいたします。核燃料費につきましては、運転計画と整合的な形で法令等に基づいて適切に計上されているかというところ。それから、蒸気のほうにつきましても契約に基づいて適切な数量、単価が設定されているかといった辺りが論点かと考えてございます。

早口になりましたが、事務局からは以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。それでは、事業者さんから御説明いただきたいと思えます。まずは、東北電力の石山様、よろしくをお願いいたします。

○石山オブザーバー 東北電力の石山でございます。

では、私から御説明させていただきます。資料6—1の1ページ目を御覧ください。前回と今回の比較が記載されております。まず、表の上、重油でございます。重油につきましては、前回改定以降、多くの石油火力が廃止となりまして、今、秋田火力の4号のみとなっております。従前、原油も混焼しておりましたけれども、既に原油タンクを廃止しておりますので、現在はC重油のみを使用しているということでございます。

このC重油の価格算定方法については前回から大きな変更はございませんで、基本的に

は国産重油は石油の元売会社による大口需要家向けの決定価格。輸入の重油につきましては、受入れ実績に基づいた算定となっております。

次に、その下、石炭でございますが、前回の査定方法と同様の考え方に基づいて、全日本の通関統計、C I F 価格に当社の国別比率実績を加味しまして算定しております。

なお、国別比率では高品位炭でありますロシア炭の調達が多透明になりましたので、その分をオーストラリア、豪州炭とインドネシアの瀝青炭で代替してございます。

めくっていただいて、2 ページ目を御覧ください。次は、L N G になります。表にも記載のとおり、長期契約の価格改定分につきましては、交渉努力により現行価格を据え置く前提としてございます。長期契約以外につきましては、参照期間であります昨年2022年7月から9月の全日本通関統計からスポット契約分を抜き出しまして、全日本のスポット平均価格を算定して原価として織り込んでございます。

次の3 ページを御覧いただきたいと思えます。燃料費削減に向けた取組でございますが、まず左側、石炭につきましては割安な低品位炭を前回よりも多く織り込むことで、全日本構成比との比較で年間約45億円の効率化を反映しております。

それから、右のほう、L N G でございますけれども、市場の不透明感が強く、新規契約では売主から高騰するスポット相当の価格レベルを求められておりますが、長期契約以外の未定数量の一部について、価格競争力のある短期契約により確保する前提で、年間で約33億円の効率化を反映しております。

めくっていただいて、4 ページ目を御覧ください。中長期的な安定調達方策でございます。石炭、L N G とも需給逼迫が続く可能性が高いということで、電力需給予測ですとか脱炭素の動向など、不確実な要素も多いということから、調達に当たりましては経済性、弾力性、安定性のさらなる向上に取り組んでまいります。

具体的な方策としましては、石炭につきましては複数年の数量合意によります所要量の早期確保や受入れ可能石炭の拡大によるさらなる調達ソースの多様化を進めてまいります。

L N G でございますが、既存の長期プロジェクトの延長、増量の交渉、また北米、中東などの新規プロジェクトからの調達、供給国、地域の分散などを進めてまいります。

めくっていただきまして、最後の5 ページを御覧ください。これは御質問があったところになりますけれども、今回申請しております火力の燃料費につきましては、購入ベースの総額で記載しておりますが、1兆1,510億円となっております。これは前回の改定から比較しますと2.3倍となっておりますけれども、このうち為替の影響につきましては

は燃種を問わず1.7倍程度となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 ありがとうございます。それでは、続いて北陸電力の平田様、お願いいたします。

○平田オブザーバー 北陸電力の平田です。

資料6—2で説明いたします。初めに、スライドの3ページ目ですが、石炭C I F 価格の補正について御説明いたします。当社の石炭価格は、昨年7月から9月の全日本C I F 価格を自社の調達国比率で加重平均しておりますが、これに加えて当社の調達実態やコスト低減策を反映しております。

これまでコスト削減を目的として、標準より高い発熱量の石炭を受け入れてきましたが、その熱量格差の反映によりC I F 単価は増加いたしますが、一方で消費量が削減されることで、トータルでは年間15億円のコスト低減が図られております。

また、日本海側に位置する当社発電所への輸送につきましては、航海日数が全国平均に比べて長くなることから、その運賃増分を単価に反映しております。

これに加えて、中品位炭受入れによる年間2億円の燃料費低減を織り込んでおります。

以上、まとめますと高発熱量炭使用による消費量の削減、それから中品位炭の受入れによりまして、運賃の増分を考慮しましても、それを上回る年間12億円の原価低減が図られております。

続いて、スライド4に移りまして、設備面の燃料費削減の取組についてです。高効率タービンの採用に加え、A I によるボイラー制御によって石炭消費量の削減を図り、年間約85億円、発電単価にして48銭/kWhの低減を織り込んでおります。

スライド3の高発熱量炭の利用、スライド4の高効率設備導入によるコスト低減は、C I F 単価には表れませんが、発電単価の減少として表れます。それらが反映されました当社申請原価の石炭燃料費単価は17円84銭となっております。

続いて、スライド5ですが、燃料費の効率化の概要となります。当社は、これまでの効率化による燃料費削減169億円に加え、さらなる効率化による削減36億円を反映し、総額205億円の削減を織り込んでおります。

スライド6以降につきましては、先日の川合委員からの御質問に対する回答となります。石炭については、所要量の75%程度を1年以上の期間契約で確保しており、今後も期間契約、スポット調達を組み合わせることで、安定調達と変動対応の両立を図ってまいり

ます。

重油につきましては、内航船の不足等により調達環境が厳しい中、期間契約の比率を現状の倍以上とすることで所要量の安定確保を図ってまいります。

LNGにつきましては、10年間の長期契約に基づき所要量を確保しております。

スライド7で、購入金額の内訳を燃種別に前回原価対比で記載しております。今回の燃料費高騰につきましては、石炭系の倍率が前回比5.1%となっておりますように、石炭の単価の上昇が主な要因でございます。

説明は以上です。

○山内座長 ありがとうございます。それでは、中国電力の小寺様、お願いいたします。

○小寺オブザーバー 中国電力の小寺でございます。

それでは、資料に基づきまして御説明をさせていただきます。まず、最初のページでございますけれども、当社の燃料調達における取組、原価における燃料購入価格の考え方について御説明ということで、燃料調達における取組について御説明いたします。

近年、電源の運用や燃料調達を取り巻く外部環境が大きく変化しており、その不確実性は拡大の一途でございます。こうした中、電源運用や燃料調達における柔軟性を高め、燃料価格や所要量の変動にタイムリーかつ的確に対応することが重要になってきていると認識しております。

次のページをお願いします。このページにつきましては、頂いております燃料調達計画に関する御質問の回答も兼ねさせていただいております。中身を御説明いたします。

当社は、電力の安定供給へのリスクをコントロールしながら、調達の柔軟性拡大や運用リスクにまで踏み込んだ価格低減策を実施し、安定と経済性の両面から最適なバランスを追求しております。

例えば、石炭におきましては発電所の安全運転に支障が生じないよう留意しながら、高品位炭よりも割安な傾向にございます低品位炭の導入に取り組んでおります。また、石炭やLNGにおきまして、売主側に船、あるいはソース等の供給条件の選択肢を多く与えることによって、割安な価格を引き出すといった契約の工夫などにも取り組んでおります。

こうした調達の選択肢拡大を通じまして、緊急時でも燃料を確保できる能力や売主に対する交渉力の向上にも努めております。

次のページをお願いします。このページには、このような安定、安価な燃料調達に関わる取組の具体的内容及びそれによる料金原価の低減額を記載しております。詳細な説明に

つきましては省略いたしますけれども、石炭につきましては年82億円、LNGは年92億円、重油は年59億円の低減を織り込んでおります。

次のページをお願いいたします。前のページの内容も踏まえ、原価におきましては全日本平均と比較いたしまして、競争力のある価格で燃料を購入する計画としております。

なお、石炭の調達に関しまして、当社はロシアからの調達分を豪州からの代替調達としております。

より詳細につきましては、補足資料の中に説明がございますけれども、これはロシア産銘柄の品位条件が優れており、品位的に代替でき、かつ供給余力が見込まれる有力な銘柄の産出国が豪州に限られるためです。

また、優れた品位条件の石炭を組み入れることで、低品位の石炭導入が可能となっているため、低品位の石炭導入率を維持する上でも、品位要件を満たす銘柄での代替が必要でございます。

次のページをお願いいたします。最後に、頂いた御質問のうち、燃料・為替ごとの前回改定からの増加要因等についてはこのページに記載をしております。

私からの説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。それでは、四国電力の宮本様、お願いいたします。

○宮本オブザーバー 四国電力の宮本でございます。

それでは、当社の燃料費について御説明いたします。まず、資料6—4の1ページ目を御覧ください。前回改定との比較で御説明いたします。火力燃料費は、前回と比べて太陽光など他社受電の増加により電力量が減少したものの、燃料市況や円安による発電単価の上昇に伴い、1,175億円増の2,403億円となりました。一方、核燃料費は電力量が増加したものの、MOX燃料の装荷が減少したことなどから8億円減の43億円となっております。

火力燃料の購入CIF価格については、下側の表に書いてございますが、重油は脱硫装置を設置している石油火力2基のみの運用でありますことから、経済的な高硫黄C重油の使用を前提に、価格は国内石油元売の公示価格に基づき算定しております。

LNGは、長期契約は弊社の契約がマレーシア1社で、その契約価格はマレーシアが日本に輸出する平均価格、他社の契約に連動するような価格になっておりますため、その変動状況が原価算定期間において見通し難いということと、長期契約以外の未手当分については、スポットでの今後の調達となるということから、双方とも現状において価格が見通

し難いということも含めて全日本平均で織り込んでございます。

石炭については、長期契約も含め、価格未定分が大半であるということから、至近1年の当社の購入実績並みでそれが大体全日本平均であったので、全日本平均ということで織り込んでおります。

次に、2ページを御覧ください。燃料調達面の取組でありまして、これにつきましては調達C I Fの削減に向けて、経済性に優れる高硫黄C重油の活用や低品位炭の活用、大型石炭専用船による輸送費の低減などに取り組んでおり、諸経費のところについてもコスト低減に努めております。

続いて、3ページを御覧ください。当社は、燃料費削減に向けて、火力の高効率機へのリプレースについても計画的に進めておりまして、重油を消費しておりました坂出2号機につきましては、2016年に高効率のLNGコンバインドサイクル機にリプレース済みであります。また、石炭だけの西条1号機についても現在更新工事を実施中です。

続きまして、4ページ、5ページで川合委員からの御質問に御回答いたします。

4ページで、当社は燃料調達において安定調達を第一と考えており、長期契約を主体に量を確保してきております。

長期契約先の選定に当たりましては、資料に記載のとおり豪州に設置した子会社等も含めて、供給信頼度を重視しつつ、安定調達に努めてまいります。

続いて、5ページであります。火力燃料費の高騰要因について御回答いたします。表にお示しのとおり、前回改定と比較いたしまして、為替が各燃料とも大体1.7倍、単価についてはそれぞれ石炭が2.7倍、ガスが1.3倍、石油が0.9倍となっております。総合的に購入総額全体で見たときに約2倍となっております。

四国電力からは以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。それでは、最後に沖縄電力の糸数様、お願いいたします。

○糸数オブザーバー 沖縄電力の糸数でございます。

資料6-5を御覧ください。それでは、当社の燃料費について、まずは消費数量の考え方について御説明いたします。当社は、原子力や水力を持たないことから、燃料費は全て火力燃料及びその関連費用となっております。

左の図に示しておりますとおり、前回改定時は重油機及び石炭機のための電源構成でございましたが、2012年度にLNG火力を導入いたしました。

これらの電源構成を基に、最も経済的な電源の組合せとなる需給計画に基づき、燃料消費量を算定してございます。

スライド上段の表に記載しておりますとおり、LNG機の導入に伴い、石油、石炭の消費量が減少いたしました。

また、燃料費につきましては、下段の表に示すとおり、主に石炭価格の上昇に起因して、前回と比較して577億円増加し、971億円となっております。

次のページをお願いいたします。燃料単価について御説明いたします。LNGにつきましては、長期契約によって足元で高騰しているスポット価格の直接的な影響は受けずに調達できておりまして、全日本通関CIF価格と比較し、安価な水準となっております。

石炭については、当社は従前より亜瀝青炭の調達を行っておりますけれども、瀝青炭と品質が異なるため、両石炭を組み合わせた単価を設定してございます。

次のページをお願いいたします。燃料費削減に向けた当社の取組について御説明をいたします。主な取組といたしましては、石炭機より発電効率が高いLNGコンバインドサイクル発電設備を導入したことに伴う効率化が大きく、今般の燃料価格高騰局面では石炭の割合が高い燃料構成と仮定した場合と比べて燃料費の抑制につながっておりまして、その効率化額としては約92億円となっております。

次のページをお願いいたします。中長期の燃料調達計画について御説明をいたします。燃料油につきましては、全量を国内元売から1年契約をベースに調達をしてございます。主力燃料でございます石炭、LNGにつきましては、安定供給の観点から中長期契約で太宗を確保する必要があると考えておりまして、LNGについては全量を長期契約にて調達、石炭については契約交渉中のものを除くと40%から50%程度を中長期契約で確保してございます。

次のページをお願いいたします。続きまして、燃料費の高騰要因について御説明いたします。大きな増要因といたしましては、石炭価格の上昇によるものになります。石炭の費用は前回との比較で3.4倍でございます。LNG機の導入により前回改定時より石炭の数量は減少しているものの、単価要因による増は約4倍、為替要因による増が約1.3倍となっております。

当社からの説明は以上となります。

○山内座長 ありがとうございました。以上で事務局と事業者さんから御説明いただいたわけですが、お気づきのようにより時間がかなり超過しておりまして、御提案なのですけれ

ども、今ここで質疑をする時間がございませんので、これはどうしても発言したいという方がいらっしゃったら発言をお願いしますが、そういうことでなければ、大変恐縮ですが、質問、意見等については事務局に別途御提出いただくような形にしたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。どなたか何か言いたいことはありますか。大丈夫ですか。

では、申し訳ないですけれども、そういうことにさせていただいて、燃料については、御説明いただいたところで今日は終わりということにさせていただきます。

ということであれば、今日の議事は全て終了ということになりますので、これから先は事務局でお願いしたいと思います。

○池田取引監視課長　まず、本日は時間が押してしまいまして、また後ほどメール等々で御案内を送らせていただきたいと思いますので、そちらのほうで御意見、御質問等ある場合はお寄せいただければと思います。

続きまして、本日の議事録につきましては、案ができ次第送付させていただきたいと思っておりますので、御確認のほどよろしくお願ひいたします。

次回開催につきましては、追って事務局より御連絡いたします。

それでは、第31回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

—了—